

齒科軍醫設置ニ關スル建議案

提出者

山田 順策君 杉山元治郎君

三戸驛ヨリ三本木ヲ經テ千曳驛ニ至ル鐵道建設ニ關スル建議案

提出者

小笠原八十美君 森田重次郎君

末松偕一郎君

工藤 鐵男君

宮崎縣川南原國營開墾ニ關スル建議案

提出者

伊東 岩男君

選舉法違反事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルノ建議案

提出者

中村 梅吉君

鐵道敷設法別表百二號豫定線工事促進ニ關スル建議案

提出者

大本貞太郎君 依光 好秋君

(以上八月三日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

一議員組合ノ不當進出抑制ニ關スル質問主意書

提出者

中村 梅吉君

第十二回國際オリンピック開催ニ關スル質問主意書

提出者

松永 東君

(以上八月三日提出)

一昨三日近衛内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令
アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同 同

迫水 久常

第七十一回帝國議會大藏省所管事務政府第五部選出

建議委員

成島 勇君 (喜多壯一郎君補闕)

一昨三日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)外二件委員
 理事 委員長 増田 義一君

百貨店法案(政府提出、貴族院送付)委員
 理事 委員長 星島 二郎君

齊藤 直橋君 古田 喜三太君

齋藤 紅露 昭君 南 鼎三君

百貨店法案(政府提出、貴族院送付)委員
 一昨三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
 産金法案(政府提出)外六件委員
 辭任生田 和平君 補闕田中源三郎君
 昭和十年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)外十件委員
 辭任喜多壯一郎君 補闕松田 正一君

百貨店法案(政府提出、貴族院送付)委員
 辭任箸本 太吉君 補闕綾部健太郎君

○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
 斯、遞信大臣ハ閣議中ノコトデ出席ヲ致兼
 スル趣デアリマス、次官ハ貴族院豫算委員
 會ニ出席中デアリマス、參與官、政府委員
 ハ出席致シテ居リマス、日程第一、通信事業
 特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金
 ノ事務ノ取扱ニ要スル法律案、
 本案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ
 クニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開
 タ 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開
 タ 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
 キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
 タ 、斯、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議長(小山松壽君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
 タ 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
 タ 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
 キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
 タ 、斯、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異
 議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異
 議アリマセヌカ

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
 候此段及報告候也

昭和十二年八月三日

委員長 漢那 憲和

衆議院議長小山松壽殿

○漢那憲和君 私ハ只今議題ニ相成テ居
 リマスル通信事業特別會計ニ於ケル簡易生
 命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル經
 費ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過竝ニ結果
 ヲ簡単ニ御報告致シタイト思ヒマス、委員
 會ハ八月二日ニ本案ニ關スル政局ノ説明ヲ
 聽キマシテ、翌三日ニ質問ニ入リマシタ、
 サウシテ三等郵便局ニ於ケル簡易保險從事
 員ノ待遇改善ノ問題、簡易保險金制限額引
 上及び同料率引下ニ關スル問題等ニ付テ質疑
 應答ガ重ネラレマシタ後討論ニ入りマシテ、
 民政黨ノ岡野龍一君カラ原案賛成ノ陳述ガ
 アリ、次イデ政友會ノ田代正治君及ビ第一
 議員俱樂部ノ坂繁君方賛成ノ意見ヲ述べ
 ラレマシタ、又社會大眾黨ノ山崎鋤二君カ
 ヲ、政府ハ三等郵便局ニ於ケル簡易保險從
 事員ノ待遇改善ノ爲メ適當ナル案ヲ立テ、
 實現ヲ期セラレタイト云フ希望ヲ附シテ、
 賛成意見ヲ述べラレタノデアリマス、斯様
 ニシテ採決ノ結果満場一致ヲ以テ本案ヲ可
 決セラレマシタ、以上御報告ヲ申上ゲマス
 (拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開
 タ 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 本案ノ第一讀會ヲ開
 タ 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
 タ 「異議ナシ」と呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
 キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
 タ 、斯、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異
 議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異
 議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
 キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
 タ 、斯、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——昭和
 十年度第一豫備金支出ノ件外十件、承諾ヲ
 求ムルノ件ヲ括シテ議題ト致シマス委員
 長ノ報告ヲ求メマス——委員長坂東幸太郎君

小作法案
小作法

第一章 小作權

第一節 小作權ノ範圍

第一條 本法ニ於テ小作權ト稱スルハ永

地ノ賃借權又ハ小作人カ農業上使用收

益スル宅地、採薪地、採草地其ノ他ノ

土地ノ地上權及賃借權ヲ謂フ

小作人カ小作地ニ附隨シテ立木、建物

其ノ他ノ物ヲ使用收益スル權利ヲ有ス

ル場合ニ於テ其ノ權利ノ存續及消滅ハ

小作權ノ存續及消滅ニ從フ

第二節 小作權ノ對抗力

第二條 小作權ハ其ノ登記ナキモ小作地

ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地

力ヲ有ス

第三節 小作權ノ存續期間

第三條 小作權ノ存續期間ハ二十年以上

五十年以下トス但シ開墾開拓ニ因リ

鍼下年限ノ定アル場合ニ於テハ其ノ小

作權存續ノ最長期間ハ其ノ年限ノ期間

ニ五十年ヲ加ヘタルモノトス

第四條 地主カ自己又ハ其ノ家族ニ兵役、

疾病其ノ他ニムラ得サル事由アルニ因

リ二十年以内ニ自作ノ必要アルコト明

確ナル場合ニ限リ小作審判所ノ判定ヲ

以テ二十年以下ノ小作權ヲ設定スルコ

第四節 小作契約ノ更新

第五條 地主カ其ノ小作地ヲ自己又ハ家

族ノ勞力ニ依リ自作スルノ必要アル場

合ニ於テ期間満了ノ時ヨリ少クトモ二

年前ニ其ノ更新ヲ拒否スルコトヲ小作

契約ハ更新セラレタルモノト看做ス

第五節 小作權ノ讓渡並小作地

ノ轉貸及賃貸

第六條 小作權ノ讓渡又ハ小作地ノ轉貸
若ハ賃貸ヲ禁止又ハ制限スル特約ハ無
效トス

第七條 小作權ノ讓渡又ハ小作地ノ轉貸
若ハ賃貸ヲ爲ス場合ニ於テ讓渡人、轉
貸人又ハ賃貸人ハ不當ナル利益ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第八條 地主ハ左ノ場合ニ於テ小作權ノ
消滅ヲ請求スルコトヲ得

一 小作人カ正當ナル理由ナクシテ引
續キ三年以上小作料ヲ滯納シタルト
キ

二 小作人カ小作地ヲ著シク荒蕪、セン
ヌ又ハ小作地ニ永久ノ損害ヲ及ボス
ヘキ行爲ヲ爲シタルトキ

前項ニ依ル消滅力收穫後作付前又ハ慣
習ニ依リ定マリタル時期其ノ他小作人
ノ損害最モ少キ時期ニ非サル場合ニ於
テハ小作權ハ其ノ收穫終リタル時期、
ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地

ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効
力ヲ有ス

第三條 小作權ノ存續期間ハ二十年以上

五十年以下トス但シ開墾開拓ニ因リ

鍼下年限ノ定アル場合ニ於テハ其ノ小

作權存續ノ最長期間ハ其ノ年限ノ期間

ニ五十年ヲ加ヘタルモノトス

第四條 地主カ自己又ハ其ノ家族ニ兵役、

疾病其ノ他ニムラ得サル事由アルニ因

リ二十年以内ニ自作ノ必要アルコト明

確ナル場合ニ限リ小作審判所ノ判定ヲ

以テ二十年以下ノ小作權ヲ設定スルコ

トヲ得

第四章 小作料

第一節 小作料ノ支拂

第十條 物納小作料ハ其ノ小作地ニ生產

シタルモノノ普通品又ハ其ノ相當品ヲ

以テ支拂モノトス

第十一條 物納小作料ヲ收穫後三月以内

ニ、金納小作料ヲ六月以内ニ支拂ヒタ
ルトキハ小作料支拂ニ遲滞ナキモノト

ス

第十二條 小作料物納ナルトキハ小作人

カ小作料ノ支拂ニ遲滞アル場合ニ於テ

モ地主ハ小作人ニ其ノ利息ヲ請求スル

コトヲ得ス

金納小作料支拂ニ遲滞アリタル場合ニ
限リ地主ハ年百分ノ三以下ノ利息ヲ請
求スルコトヲ得

滞納小作料ヲ消費貸借ニ更改シタルト
キハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第十三條 地主ノ交替其ノ事由ニ因
リ小作料支拂場所カ從前ヨリモ遠隔ト
爲リ又ハ運搬困難ト爲タル場合ニ於
テハ小作人ハ之ニ因リテ生シタル費用
ヲ小作料ヨリ控除スルコトヲ得

第十四條 法令ニ依リ小作料ノ品質、依
装、荷造等ニ關スル制限アル場合ニ於
テハ小作人ハ契約ノ有無ニ拘ラス之カ
爲增加シタル負擔額ヲ小作料ヨリ控除
スルコトヲ得

第二節 小作料ノ支拂猶豫及減免

第十五條 災害其ノ他小作人ノ責ニ歸ス
ヘカラサル事由ニ因リ通常ノ收穫高ヨ
リモ少キ收穫高ヲ得タルトキハ小作人
ハ其ノ減收ノ割合ニ應シテ小作料ノ一
時的減額、免除又ハ支拂猶豫ヲ請求ス
ルコトヲ得

第十六條 小作人又ハ其ノ家族ニ兵役、
災害又ハ疾病アリタルトキハ小作人ハ
小作料ノ減免又ハ支拂猶豫ヲ請求スル
コトヲ得

第十七條 法令ニ依リ地租ノ免除、徵收
猶豫アリタルトキハ小作人ハ小作料ノ
免除又ハ支拂猶豫ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 地主又ハ小作人ハ小作料ノ改
訂、種類、品質及換價等ニ付争アルト
キハ其ノ判定ヲ小作審判所ニ請求スル
コトヲ得

第十九條 小作審判所カ相當小作料ノ判
定ヲ爲ス場合ニハ左ノ事項ヲ斟酌スルコ
トヲ要ス但シ相當小作料ト雖モ耕作農
民ノ相當ナル家計費ヲ侵スコトヲ得ス

一 經濟事情ノ變更
二 土地ノ生產力
三 風水害其ノ他ノ災害ノ多少

四 勞力、肥料其ノ他小作地經營ニ要
シタル小作人ノ支出

五 小作人ノ爲シ又ハ負擔シタル現物
ノ改良

六 小作人ノ改良

七 隣地ノ小作料

第二十條 相當小作料ノ判定アリタル小
作地ノ地主ハ敷金、保證金、前拂小作
料手數料、小作權設定料其ノ他相當小
作料以外ノ利益ヲ受クルコトヲ得ス

既ニ受ケタル敷金、保證金等ハ相當小
作料ノ判定アリタル日ヨリ一月以内ニ
小作人ニ返還スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ小作料ノ償還又ハ支拂
猶豫ノ判定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三章 作離料、費用ノ償還及損
害賠償

第二十一條 小作人ハ小作地返還ニ際シ
相當ノ作離料ヲ請求スルコトヲ得

第二十二條 小作人ハ小作地ニ付公租、
公課其ノ他地主ノ負擔ニ屬スヘキ必要
費用ヲ支出シタルトキハ地主ハ直ニ其ノ
費用ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十三條 小作人カ小作地ノ客土、灌
溉、排水工事其ノ他ノ改良ヲ爲シ又ハ
其ノ他ノ有益費ヲ支出シ小作地返還ノ
際其ノ價格ノ増加ヲ現存スルトキハ地

主ハ小作人ノ選擇ニ從ヒ其ノ費用又ハ
增加額ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス

第二十四條 小作人カ小作地ニ播種栽植
シタル作物、築造シタル工作物其ノ他
ノ設備ニシテ小作地返還ノ際現存シ前
二條ノ規定ニ依リ其ノ費用ヲ償還セラ
レタルモノニ付テハ小作人ハ地主ニ對
シ其ノ際ニ於ケル相當價格ヲ以テ之ヲ

買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得
第二十五條 小作權消滅ノ場合ニ於テ小作人へ前三條ノ支拂ヲ受クル迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ耕作ノ中途又ハ小作人ノ損害最モ少キ時期ニ非サル時期ニ於テ返還スヘキトキハ爾後一年内ノ小作人ノ損害最モ少キ時期迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得

第二十六條 小作人カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ其ノ小作地ヲ著シク荒廢セシメ又ハ之ヲ毀損シタルトキハ地主ハ小作人ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第四章 強制執行ノ制限

第二十七條 小作地ノ作物ハ之ヲ差押フ

第二十八條 小作地ニ小作人ノ立入ヲ禁スル趣旨ノ假處分ハ之ヲ許サス

第五章 小作審判所

第二十九條 小作審判所ハ區裁判所ヲ以テ之ニ充ツ

小作審判所ノ裁判ハ區裁判所ノ判事之ヲ行フ

第三十條 小作審判所ノ管轄區域ハ區裁判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テ前項ノ裁判ヲ行フヘキ判事ハ地方裁判所長之ヲ定ム

第三十一條 小作審判所ハ本法ニ規定セラレタル事項ニ關スル民事上ノ紛争ニ付當事者ノ一方ノ申請アリタルトキ之ヲ判定ス

第三十二條 本法ノ規定ニ依リ小作審判所ニ判定ヲ申請シ得ヘキ事項ニ關スル訴ハ小作審判所ノ判定ニ對シ上訴シタル場合ノ外通常裁判所之ヲ審理スルコトヲ得ス

第三十三條 小作審判所ノ判定ハ通常裁

買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得
第二十五條 小作權消滅ノ場合ニ於テ小作人へ前三條ノ支拂ヲ受クル迄其ノ小作ヲ繼續スルコトヲ得

第三十四條 小作審判所ハ事件ヲ受理シタル場合ニ於テ左記ニ該當スル者ヨリ各一人參與員ヲ選定シテ事實ノ判断及意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ必要アリト認ムルトキハ小作審判所ハ參與員ヲ各三人迄増員スルコトヲ得

一 地主又ハ地主團體ノ代表者

二 引續キ三年以上農業ニ從事シタル自作農又ハ自作兼小作農

三 小作人又ハ小作人團體ノ代表者

控訴裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ參與員ヲ選定シテ事實ノ判断及意見ノ陳述ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十五條 左ニ掲ケタル者ハ參與員タルコトヲ得ス

一 當事者、親族、共同權利者及共同義務者

第三十六條 小作審判所ハ小作官ノ意見ヲ徵シ又ハ之ニ事實ノ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第六章 補則

第三十七條 小作權設定ノ約款ニシテ本法ノ規定ニ違反スルモノハ無効トス但シ小作人ノ利益ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

小作調停法ハ之ヲ廢止ス

本法施行前設定シタル永小作權ノ存續期間ハ其ノ存續期間ニ三十年ヲ加ヘタルモ

ノトス

本法施行前設定シタル永小作權ニ非サルノ生活ニ愈々重壓ヲ加ヘツ、アルト云フ事

小作關係ニ付本法施行後一年以内ニ地主

小作人間ニ特別ノ契約ヲ爲ササルトキハ其ノ小作權ノ存續期間ハ三十年トス但シ各派協議會ノ申合セニ依リマシテ、議員提

テハ之ニ三十年ヲ加ヘタルモノトス

○議長(小山松壽君)此際一言致シマス、

云フコトモ過言デハナカラウト私ハ考ヘル(拍手)同時ニ此事ハ現在ノ我國ノ土地制

度竝ニ小作制度ガ、今ヤ一大改革ノ斷行ヲ外ニ運命ハナイト謂ハナケレバナラナイト

云フコトモ過言デハナカラウト私ハ考ヘル(拍手)諸君ノ知ラル、如ク、現在我國デハ全農家戸數五

百六十万戸ノ中、自己ノ所有地ト稱スベキモノヲ全然持タナイデ、耕地ノ全部ヲ他人カラ借受ケテ居リマス者ハ約ソ三〇%、即チ

約百五十餘万戸ヲ算シ、更ニ自己ノ所有地ノミデハ耕作地ニ不足スル爲ニ、他人ノ所

有地ヲ小作スルコトニ依リマシテ、之ヲ補

テ居リマスモノガ二百三十六万餘戸ヲ算シ、兩者ヲ合シマスナラバ實ニ全農家戸數ノ七〇%タル約三百八十六万餘戸ニ上ルノ

ベキ傾向ノ一ツシテ指摘セラレテ居リマス所ノ、土地取上爭議ノ激増ガ特ニ顯著ニ現ハレ、小作關係ノ根本的存廢ニ關スル爭議ガ一層熾烈化スルニ至ツタ事實ヲ、如實ニ此統計ガ示シテ居ルノデアリマス、土地取上件數ノ示ス割合モ、全爭議件數五千七百六十九件ノ中三千一百四十四件ニ及ビ、其割合ハ五六・二%ヲ占メテ居ルノデアリマス、小作爭議ノスノ如キ増加ト深刻化ヘ、

ノ財政經濟政策、農村政策ノ結果ガ、農民

ノ生活ニ愈々重壓ヲ加ヘツ、アルト云フ事

實ヲ示スト共ニ、此重壓ガ現在ノ我國ニ於ケル土地制度、我國ノ小作制度ノ不合理ト絡ミ合ヒマシテ、土地制度、小作制度ノ不

合理性ヲ益々發展サセマシテ、小作人ノ生活ヲ耐ヘ難キモノト爲シツ、アルコトヲ示スモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)

若シ現在ノ土地制度、小作制度ト、之ヲ守出法律案ノ趣旨眞明ハ、十分以内トセラレシコトヲ望ミマス

(黒田壽男君登壇)

○黒田壽男君 小作法提案ノ理由ヲ簡單ニ

説明申上ゲマス、最近ニ於ケル我國農村ノ

不安、農民生活ノ窮乏ノ深刻化シ行ク様ヲ、

適切ニ形ノ上ニ現ハシタモノト致シマシテ、

近年ニ於ケル小作爭議ノ件數ニ增加竝ニ激化ノ現象ヲ見ルコトガ出來ルト思フノデアリマス、之ヲ具體的ニ數字ニ付テ見マスルニ、去ル七月二十六日農林省ノ發表致シマ

シタ中間報告ニ依リマスナラバ、此中間報告ハ本年一月十日マデニ本省ハ報告セラレ

タモノニ基クモノデアリマスガ、之ニ依リマスト爭議ノ總件數ハ既ニ五千七百六十九件ニ上リ、報告締切期日マデニハ、恐ラク

テ居ルノデアリマス、而モ爭議ノ内容ハ愈

深刻ノ度ヲ加ヘ、昭和五年以降ノ注目ス

テ居リマスモノガ二百三十六万餘戸ヲ算

シ、兩者ヲ合シマスナラバ實ニ全農家戸數ノ七〇%タル約三百八十六万餘戸ニ上ルノ

タモノニ基クモノデアリマス、而モ此農村ノ多數者

デアリマス、而シテ是等ノ農家ニ依テ耕作

サレテ居リマス所ノ土地ノ面積ハ總耕地ノ

約ソ四七%、即チ二百八十万町歩ヲ占メテ

居ルノデアリマシテ、而モ此農村ノ多數者

タル働く大衆コソガ、實ニ我國農業生産ノ

最大有力ナル擔ヒ手デアルト私ハ考ヘマ

ス(拍手)此數字ヲ見、此事實ヲ見マスナラ

バ、土地制度、小作制度ノ内容如何ガ、我

國農業生産及ビ農村生活ニ、如何ニ至大ナ

ル關係ヲ持ツテ居ルカト云フコトガ窺ヒ知

ラレルト思フノデアリマス、

翻ツテ此多數ノ農家ガ此廣い面積ノ耕地ヲ

小作シテ居ル關係ハドウデアルカ、一言ニシテ

之ヲ盡セバ耕地ニ對スル權利ノ不安定竝ニ法外ニ高率ナル小作料ノ存在、是ガ現在ノ我國小作制度ノ根本的特徴ヲナシテ居ルノアリマス、今日我國ノ小作農民ノ納メテ居リマス小作料ガ、其生産物ノ半バヲ占メル高率ナル小作料デアルト云フコトハ周知ノ事實デアリマス、斯様ナ高率ノ小作料ヲ支拂ハネバナラナイコトニ依リマシテ小作人ハ折角農業生産ヲ營ミマシテモ、此生産ニ授ジタル資本ノ利潤ニ類シタモノヲ其手許ニ何等残シテ貰ヘナイ、ソレノミカ残ッタモノハ普通ノ手間代ニスラ當ラナイト云フノガ一般シテハ正ニ封建時代ノ年貢ト同様デアリマス(拍手)今日我國ノ小作人ハ、折角資本主義ト云フ文明ノ社會ニ住ンデ居リナカラ、資本主義ラシキ利潤ノ爲ノ農業ヲ營ムコトガ出來ナイ、企業トシテノ農業ヲ經營スルコトガ出來ナイノデアリマシテ、唯最低ノ生活ヲ生キテ行クコト以上ニ望ミ得ナイト云フ、恰モ封建時代ノ農奴ト大差ナイ生活ヲ行シテ居ルノアリマス、現在ノ農村ノ土地所有ガ半封建的土地位所有デアルト言ハレテ居リマスト同様ニ、現在ノ小作人ハ、法律上ハ自由ナル農民デアリマスケレドモ、經濟上ハ半バ農奴デアル、資本主義ノ社會ニ生キナガラ、封建時代ノ農奴ニ等シイ生活ヲ強制セラレテ居ルノアリマシテ、私ハ此矛盾ノ中ニ小作人窮乏ノ全祕密ガ横ツテハ、既ニ朝鮮ニ於キマシテハ農地令ト云フモノガ施行セラレテ居リマシテ、小作人ニ對シテ第三者ニ對スル對抗力ガ與ヘラレテ居リマスノニ、内地ニ於キマシテハ未ダニ此權利ガ與ヘラレテ居ナイト云フ一點ダケヲ指摘致シマシテモ、私ハ十分デアルト考

ヘマス、昭和六年ノ農業恐慌以來、土地所有權ノ移動ニ因ル土地引渡ノ要求ガ、如何ニ絶體絶命ノ爭議ヲ發生セシメテ居ルカトノ土地ニ對スル權利ノ不安定ガ、如何ニ之ヲ窮地ニ陥レツ、アルカト云フコトヲ想像スルニ餘リアルモノト考ヘマス、而シテ斯様ナ小作制度ハ、單ニ小作人ノ窮乏ヲ益、激化ニ導クト云フダケデナクテ、實ニ今ヤ重大ナルコトハ、最惡ナルコトハ、斯ル制度ガ我國ノ農業生産ノ根本的ナ制限トナリ、桎梏トナリ、障礙トナリツ、アルト云フ事實デアリマス(拍手)土地取上ガ容易ニ行ハレ、高儀ト云フ文明ノ社會ニ住ンデ居リマス者ハ、全農家戶數ノ七割ヲ占メテ居リマス、是ガ我國ノ農業生産ノ擔ヒ手デアリマスカシテ、農地ヲ借受ケテ生活シテ居リマス者ハ、現在ノ農業生産ノ擔ヒ手デアリマスカス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第一〇議長(中山福藏君) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託サレントコトヲ望ミマス
○議長(中山福藏君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(中山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第三、勞働組合法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者米窪満亮君
ノ理由デアルト私ハ確信致シテ居リマス
私ハ是ノ働く農民ノ爲ニ、現行小作制度ノ不合理ヲ除却スベキ政策ヲ樹立シ、土地問題ノ解決ヘノ第一步ヲ踏出スノデナケレバ、眞ニ農村政策ヲ論ズルコトガ出來ナイト云フコトモ、斷ジテ極言デハナイトサヘ考ヘテ居ル者デアリマス
第一條 本法ニ於テ勞働組合トハ勞働條件ノ維持改善、素質ノ向上其ノ他被傭者ノ共同利益ヲ増進スルヲ目的トス
第二條 勞働組合ノ設立者ハ組合規約並役員ノ氏名及住所ヲ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス
第三條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載ス
第四條 組合員ノ資格ニ關スル規定
第五條 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
第六條 組合員三分ノ一以上ノ者ヨリ其ノ目的ヲ定メテ大會招集ノ要求アリタルトキハ執行機關之ヲ招集ス
第七條 勞働組合ニ對シテハ所得稅、營業収益稅及登錄稅ヲ免除シ又組合ト組合員トノ法律行為ニ關シテハ印紙稅ヲ免除ス
第八條 勞働紛議ニ際シテハ治安警察法、行政執行法、違警罪即決例、大正十五年法律第六十號及警察犯處罰令ヲ適用セス
第九條 雇主又ハ其ノ事務員ハ勞働組合員タルノ故ヲ以テ被傭者ヲ解雇シ若ハ賠償スル責ニ任セス
第十條 雇用ノ申込ヲ拒絶シ又ハ勞働組合ヨリノ脱退ヲ強要スルコトヲ得ス
第十一條 組合員ハ組合規約違反ニ因リテ

事態ハ、之ニ對スル對策ノ樹立ヲ一日モ遷延スルコトヲ許サナイノデアルト私ハ考ヘテ居リマス、三百八十餘万戶ニ上ル農民ヲ窮地ニ陥レツ、アルカト云フコトヲ想像スルニ餘リアルモノト考ヘマス、而シテ斯様ナ小作制度ハ、單ニ小作人ノ窮乏ヲ益、激化ニ導クト云フダケデナクテ、實ニ今ヤ重大ナルコトハ、最惡ナルコトハ、斯ル制度ガ我國ノ農業生産ノ根本的ナ制限トナリ、桎梏トナリ、障礙トナリツ、アルト云フ事實デアリマス(拍手)土地取上ガ容易ニ行ハレ、高儀ト云フ文明ノ社會ニ住ンデ居リマス者ハ、全農家戶數ノ七割ヲ占メテ居リマス、是ガ我國ノ農業生産ノ擔ヒ手デアリマスカシテ、農地ヲ借受ケテ生活シテ居リマス者ハ、現在ノ農業生産ノ擔ヒ手デアリマスカス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第一〇議長(中山松壽君) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託サレントコトヲ望ミマス
○議長(中山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(中山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第三、勞働組合法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者米窪満亮君
第一條 勞働組合法案(鈴木文治君外四名提出)
第二條 勞働組合法
第三條 勞働組合法案(鈴木文治君外四名提出)
第一讀會
第一條 勞働組合法
第二條 勞働組合ノ設立者ハ組合規約並役員ノ氏名及住所ヲ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス
第三條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載ス
第四條 組合員ノ資格ニ關スル規定
第五條 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
第六條 組合員三分ノ一以上ノ者ヨリ其ノ目的ヲ定メテ大會招集ノ要求アリタルトキハ執行機關之ヲ招集ス
第七條 勞働組合ニ對シテハ所得稅、營業収益稅及登錄稅ヲ免除シ又組合ト組合員トノ法律行為ニ關シテハ印紙稅ヲ免除ス
第八條 勞働紛議ニ際シテハ治安警察法、行政執行法、違警罪即決例、大正十五年法律第六十號及警察犯處罰令ヲ適用セス
第九條 雇主又ハ其ノ事務員ハ勞働組合員タルノ故ヲ以テ被傭者ヲ解雇シ若ハ賠償スル責ニ任セス
第十條 雇用ノ申込ヲ拒絶シ又ハ勞働組合ヨリノ脱退ヲ強要スルコトヲ得ス
第十一條 組合員ハ組合規約違反ニ因リテ

組合又ハ他ノ組合員ニ及ボシタル損害
ヲ賠償スル責ニ任ス
第十一條 勞働組合カ雇主又ハ其ノ團體
ト勞働協約ヲ締結シタル場合ニ於テハ
之ニ違反スル組合員ノ雇主トノ單獨契
約ハ無効トス

第十二條 勞働組合ハ聯合又ハ合併スル
聯合組合及合併組合ニハ本法ノ規定ヲ
準用ス
コトヲ得
第十三條 勞働組合ハ左ノ事由ニ因リテ
解散ス
一 組合規約ヲ以テ定メタル解散事由
ノ發生
二 大會ノ決議

第十四條 勞働組合ハ司法裁判所ノ判決
ヲ經ルニ非サレハ解散セラルルコトナ
シ

第十五條 地方長官ハ勞働組合ノ規約又
ハ決議カ法令ニ違反スルモノアリト認
メタルトキハ警告ヲ發シ若シ應セサル
場合ニハ其ノ取消變更ヲ地方裁判所ニ
出訴スルコトヲ要ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際現ニ存スル被傭者團體ニシ
テ本法ノ適用ヲ受ケムトスルモノハ本法
施行ノ日ヨリ六月内ニ第二條ノ手續ニ準
シ届出ヲ爲スコトヲ要ス
（米窪亮君登壇）

○米窪亮君 提案理由ヲ説明致シマスル
ガ、時間ノ制限ガゴザイマスルカラ、極メテ
簡單ニ御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス、勞
働組合法ト衆議院トノ關係ハ、其歴史ヤ非
常ニ長イノデアリマス、極ク簡單ニ申上ゲ
シ届出ヲ爲スコトヲ要ス
（米窪亮君登壇）

テ臨時産業調査會ナルモノガ組織サレマシ
テ、此調查會ヲ通ジテ農商務省カラシテ最
初ノ勞働組合法案ガ提出サレタノデアリマス
ルガ、今日ニ至ルマデ是ガ立法制定サレナ
イコトハ、日本ノ六百万ノ勞働階級ノ爲ニ
極メテ遺憾トスル所デアリマス
今回社會大眾黨カラシテ提案ヲシマシタ所
ノ本法案提出ノ理由ニ付テ申上ゲマスルガ、
其第一ノ理由ハ、申上ゲル迄モナク憲法ニ
於ケル結社ノ自由ノ精神ヲ擴充保障スル意
味カラデアリマス、第二ノ理由ハ、使用者側
ニ於キマシテ既ニ貿易組合法或ハ工業組
合法等ノ產業組合法ガアリマシテ、使用者
ノ利益ヲ保護シテ居ルニ對シテ、勞働階級
ニ對スル此種ノ利益ヲ保護スルノ團結ガ法
認サレテ居ラナイト云フ點カラシテ、此法案
ヲ提出シタノデアリマス（拍手）第三ハ、今
日ノ非常時局ニ對應スル財經ノ三大方針ト
シテ、本院ニ於テ既ニ内閣諸公カラ度々御
説明ノアツタ生産力擴充ノ問題カラ考ヘマシ
テモ、勞働者ニ自治的統制ヲ與ヘテ、產業協
力ノ精神及び、社會人トシテノ立場カラ、
使用者側ト同等ノ社會的地位ト權利ヲ保障
スルコトハ當然過ギル程ノ當然デアルノデ
アリマス（拍手）是ニ就テハ過日豫算總會
ニ於キマシテ、我黨ノ西尾議員カラシテ内務
大臣ニ勞働組合法ヲ制定スル意思アリヤト
質問シマシタ所、内務大臣ハ產業協力ノ精
神ヲ持テ居ル勞働者團體ニ對シテハ、團
結ヲ認ムルニ吝デナイト確答致シタコト
ヲ見マシテモ、本案提出ノ理由ハ極メテ
明デアルト言ハザルヲ得ナイノデアリマ
ス（拍手）

次ノ理由ハ、政府ハ近ク保健社會省ナル
モノヲ組織シマシテ、勞働者ニ對スル保護
監督ノ統一ノ第一歩ヲ始メルト云フコト
ヲアリマスガ、然ラバ今日勞働組合法ヲ制
定スルガ如キハ、此立場カラ言ツテモ遲過ギ
ルノ感ガアルト私ハ思フノデアリマス（拍
手）

次ノ提案理由ハ軍需工業ノ最近ニ於ケル
發展ニ伴ヒマシテ、此非常時ニ對應スル產
業ノ擴充ノ爲ニ、勞働者ハ此對策ノ犠牲ト
テ働イテ居ル、或者ハ其勞働條件ガ引下ゲ
ナリマシテ、或者ハ三十六時間モ繼續ラシ
テ居ルニ以テ解雇サレテ居ルト云フ、
ノ一方的理由ヲ以テ解雇サレテ居ルト云フ、
極メテ危險ナ狀態ニアルノデアリマス、而
モ此勞働者ノ犠牲的立場ノ保障スル何等ノ
社會立法ガナイト云フコトハ、吾々甚ダ殘
念ナル次第デアリマス（拍手）此點ヨリシテ
本法提出ノ理由ハ、當然過ギル程明白ナル
事實デアルノデアリマス
今日日本ノ組織勞働者ハ、大體ニ於テ產業
協力ノ精神ノ下ニ其運動方針ヲ統一サレマ
シテ、從來ノ勞働階級ノ利益ノミヲ確保ス
ル立場カラシテ行ヒマシタ勞働運動ヲ多分
ニ緩和致シマシテ、サウシテ勞資ノ間ニ於
ケル關係が極メテ圓滿ニ進行シテ居ル、偶
利潤追求ニノミ奔命シテ居ル所ノ資本家ノ
態度ニ對シテハ、或ハ團體協約、或ハ勞資
懇談ノ形ヲ以テ勞働運動ヲ進メテ居ルニ拘
ラズ、頑冥ナル資本主側ガ勞働者側ノ要求
ヲ容レナイ時ニ初メテ最後ノ武器トシテ争
議ヲ起ス（拍手）斯ノ如ク隱忍自重シテ居ル
勞働階級ニ對シテ、勞働組合法ヲ制定スルコ
トハ當然ナル次第デアル、而モ此我等ガ提
出セントスル所ノ勞働組合法ハ、單ナル勞
働條件ノ維持改善ト云フコトノミデナク、
被傭者側ノ共濟的事業、福利ノ増進ト云フ
コトヲ其目的ノーットシ、更ニ進ンデ我等
自身ノ手ヲ以テ勞働階級ノ品性ト素質ヲ向
上セントスルコトスラモ考ヘテ居ルヤウナ、
極メテ國家の大局カラ見タ所ノ勞働組合法
ノ内容ヲ盛ラントスル、誠意アル態度ヲ示
シテ居ルノデアリマス、以上ノ諸點カラシ

時間ガアリマセヌカラ、我等ヲ提出セント
スル勞働組合法ノ內容ノ詳細ニツイテハ、
他日機會アル時ニ御説明申上ゲルコトニシ
マシテ、其主ナルコトヲ申上ゲマスルナラ
バ、私共ノ提出セントスル勞働組合法ノ目
的ハ、勞働條件ノ維持改善、被傭者ノ共同福
祉ヲ負ハナイ、勞働組合員ニナルコトヲ依
テ使用者側ガ雇用條件ヲ左右スルコトヲ認
メナイ、團體協約ハ私の單獨協約ニ優先ス
ル、勞働爭議遂行ノ爲ニナス監視訪問「ボ
イコット」、團體示威、文書配付等ニ依ッテ處
罰サレナイ、大體主ナル此組合法ノ内容ハ
以上ノ如クデアリマス、何卒慎重ニ御審議
スルコトハ當然過ギル程ノ當然デアルノデア
リマス（拍手）

○中山福龍君 本案ハ杉山元治郎君外五名
提出、小作法案ノ委員ニ併セ付託セラレン
コトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 中山君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
（「異議ナシ」と呼フ者アリ）

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○中山福龍君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際產金法案、金準備
評價法案、金資金特別會計法案、日本銀行
金買入法廢止ニ關スル法律案、朝鮮銀行法
中改正法律案、臺灣銀行法中改正法律案、
外國爲替管理法中改正法律案、橫濱正金銀
行條例中改正法律案ノ八案ヲ一括議題ト爲
シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラ

レンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

ス仍テ日程ハ變更セラレマシタ、產金法案、金準備評價法案、金資金特別會計法案、日本銀行買入法廢止ニ關スル法律案、朝鮮銀行法中改正法律案、臺灣銀行法中改正法律案、外國為替管理法中改正法律案、横濱正金銀行條例中改正法律案、右八案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長武田德三郎君

產金法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

金準備評價法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

金資金特別會計法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

日本銀行買入法廢止ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

外國為替管理法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

横濱正金銀行條例中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

產金法案(政府提出)

右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

委員長 武田德三郎

衆議院議長小山松壽殿
附帶決議
一 政府ハ從來ノ實績ニ鑑ミ製鍊場竝ニ

選鑄場ノ新增設ニ對スル獎勵金ノ交付

ハ特ニ注意スルト共ニ金融關係ニ於テモ助成スルコトシ探鑄ニハ一層充分

ナル獎勵金ノ支出ヲ爲スヘシ

一 政府ハ低品位ノ含金鑄產物ニ付キテハ特ニ鐵道運賃ノ減免ヲ爲スヘシ

一 政府ハ買鑄製鍊場ニ對シ嚴正ナル監督ヲ爲シ實收率貢收單價ノ引上製鍊費ノ引下並ニ鑄量測定分析等ノ確實ヲ期スヘシ

一 政府ハ金委員會委員ノ選定並ニ委員會ノ運用ニ付實際ニ即スルヤウ特ニ注意スヘシ

一 政府ハ速ニ國營精煉場ヲ設置スヘシ

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

委員長 武田德三郎

衆議院議長小山松壽殿 報告書

一 金準備評價法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

委員長 武田德三郎

衆議院議長小山松壽殿 報告書

一 金資金特別會計法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

委員長 武田德三郎

衆議院議長小山松壽殿 報告書

一 橫濱正金銀行條例中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

委員長 武田德三郎

衆議院議長小山松壽殿 報告書

一 日本銀行買入法廢止ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

委員長 武田德三郎

衆議院議長小山松壽殿 報告書

一 外國為替管理法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

委員長 武田德三郎

衆議院議長小山松壽殿 報告書

○武田德三郎君 私ハ只今上程セラレマシタ産金法案外七件ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲタイト存ジマス、便宜上一括シテ報告ヲ致シシタイト存ジマス、此八法案ノ中、產金法案竝ニ金準備評價法案、金資金特別會計法案ハ重要ナル法案デアルトテ明ニナリマシタコトハ、從來七百五十庭ヲ以テ一圓ト評價シタルモノヲ、二百九

○可決セラレンコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ八案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

産金法案 第一讀會(確定議)
金準備評價法案 第二讀會(確定議)
日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律案

朝鮮銀行法中改正法律案 第二讀會(確定議)
臺灣銀行法中改正法律案 第二讀會(確定議)

外國爲替管理法中改正法律案 第二讀會(確定議)
橫濱正金銀行條例中改正法律案

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、八案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)——日程第四、刑事補償法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者平川松太郎君

第四 刑事補償法中改正法律案(名川佩市君外三名提出) 第一讀會
刑事補償法中改正法律案 第一讀會
刑事補償法中改正法律案(立川平君)
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ辨護士試補タル資格ヲ有スル者ハ本法ニ依リマス、ドウカ十分御審議ノ上御賛成ヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、辯護士法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者立川平君

第五 辯護士法中改正法律案(立川平君外六名提出) 第一讀會
辯護士法中改正法律案

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ付亦之ヲ適用ス

○平川松太郎君 簡單デアリマスカラ自席ニ於テ説明ヲスルコトヲ御許フ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
補償法中第四條第二項及第三項中ノ「又ハ重大ナル過失」其文字ヲ削ルノデアリマスガ、其趣旨ハ先般本院ニ提出セラレマシタル刑事補償法中改正法律案ト同一ノ趣旨デアリマスカラ、其辯明ヲ省略致シマス、唯其主ナル所ハ「本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ付亦之ヲ適用ス」ト云フ文字ガ挿入シテアルノデアリマス、其理由ハ先般神奈川縣ニ起リマシタ集團放火事件、此事件ニ於キマシテ九十名ノ豫審免訴者ヲ出シテ居ルノデアリマス、而シテ此豫審ニ於テ免訴ニナリマシタ者ハ、大抵司法警察官ノ拷問ニ逢ヒマシテ、虛偽ノ事實ヲ自白シテ居ルノデアリマス、斯様ナ狀態デアリマシテ、是等ニハ重大ナル過失アリトシテ、刑事補償法ニ依ツテ補償セラレタノデアリマス、而シテ其事件ハ既ニ豫審終結ノ上免訴ノ決定ヲ與ヘラレテ居ルノデアリマスカラ、是等ニモヤハリ本法ヲ適用シタイト云フ趣意デ、附則ニ此文字ヲ記入シテアルノデアリマス、ドウカ十分御審議ノ上御賛成ヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

○立川平君 簡單デアリマスカラ自席ヨリ發言ノ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
本法ハ政府提出、陪審法中改正法律案ハ、辯護士法ノ中デ試補制タル期間ハ之ヲ通算ス

○立川平君 只今上程セラレマシタ辯護士

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ辨護士試補タル資格ヲ有スル者ハ本法ニ依リマス、ドウカ十分御審議ノ上御賛成ヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

○立川平君 只今上程セラレマシタ辯護士

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

辯護士法中左ノ通改正ス
第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ辯護士タル資格ヲ有ス
一 帝國臣民ニシテ成年者タルコト
二 成規ノ試験ニ合格シタルコト
前項第二號ノ試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 辯護士ハ登錄後一年六月間實務修習ヲ爲スベシ
前項ノ實務修習ニ關スル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

第二十八條 削除

第三十七條及第三十九條第四號中「試補」ヲ削ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ辨護士試補タル資格ヲ有スル者ハ本法ニ依リマス、而シテ其事件ハ既ニ豫審終結ノ上免訴ノ決定ヲ與ヘラレテ居ルノデアリマスカラ、是等ニモヤハリ本法ヲ適用シタイト云フ趣意デ、附則ニ此文字ヲ記入シテアルノデアリマス、ドウカ十分御審議ノ上御賛成ヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

○立川平君 只今上程セラレマシタ辯護士

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○中山福藏君 本案ハ政府提出、陪審法中改正法律案ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第六、交通機關調整法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者田中好君

第六 交通機關調整法案(田中好君外一名提出) 第一讀會

第一條 交通機關調整法案

第一條 本法ニ於テ交通機關ト稱スルハ都市計畫法第二條ニ規定スル都市計畫區域内ノ交通機關經營者ニ對シ左ノ事業及勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ

第二條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ都市計畫法第二條ニ規定スル都市計畫區域内ノ交通機關經營者ニ對シ左ノ事業ヲ命令スルコトヲ得

第一 會社ノ設立及合併

第二 事業ノ買收

第三 事業ノ共同經營

第四 營業又ハ運轉ノ管理

第五 事業ノ全部又ハ一部ノ廢止

第六 線路又ハ設備ノ新設、變更、廢止

七 運賃ノ變更又ハ連絡若ハ直通運輸

八 又ハ共用ル事項

九 其ノ他運輸上ノ協定

十 前各號ノ外交通調整上必要ト認ム

十一 事項

第十三條 主務大臣調整ヲ命令セムトスルトキハ交通調整委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第十四條 交通調整委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 交通機關經營者第二條ノ命令ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協議ヲ爲スヘシ協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス前條ノ規定ハ前項ノ裁定ニ付之ヲ準用ス

第五條 第二條第一号ノ規定ニ依リ買收ヲ命シタル場合ニ於テ交通機關經營者カ兼業ヲ營ムトキハ其ノ兼業ニ屬スル資產ノ處分ニ付前條ノ規定ヲ準用ス第六條 第二條第一号ノ規定ニ依ル會社ハ配當率ヲ異ニスル株式ヲ發行スルコトヲ得

第七條 國又ハ公共團體ハ第二條第一號ノ規定ニ依ル會社ノ株主ト爲ルコトヲ得

關係公共團體ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項會社ノ社債ニ對シ保證ヲ爲スコトヲ得

第八條 本法ノ規定ニ依リ爲ス左ノ事項其ノ他之ニ關聯スル事項ニ付テハ國稅及地方稅ヲ免除ス

一 會社ノ新設若ハ解散又ハ資本ノ増加若ハ減少

二 營業又ハ財產ノ移轉

第九條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社定款ノ變更、毎營業年度ノ事業計畫、事業費及事業收支ノ豫算決算並剩餘金ノ處分ニ付認可ヲ受ケシムルコトヲ得役員ノ任命及解任ニ付亦同シ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ調整ヲ命シタル交通機關ニ參與ヲ附スルコトヲ得

參與ハ左ノ事項ニ付交通機關經營者ノ

一 運賃又ハ料金ノ制定又ハ變更フルコトヲ得

二 商法第百九十九條ニ掲ケタル書類ノ作製

三 前各號ノ外事業經營上重要ナル事項參與ハ交通機關經營者ニ對シ意見ヲ述

フルコトヲ得

第十一條 本法ノ規定ニ依リ命シタル事項カ地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノニシテ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スモノハ當該規定ニ依ル許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十二條 第四條ノ裁定中金額ノ裁定ニ關シテ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ訴訟ハ主務大臣ニ對シテ之ヲ提起スルコトヲ得

第十三條 第四條及第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依ル免許特許、許可又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

附則

○田中好君 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
ヤウニ現在ノ都市及び其附近ニ於キマス所ノ陸上ノ交通機關ノ狀態ハ、其種類ガ頗ル多イノデアリマス、譬へテ見マシタナラバ、高架鐵道ガアリ、地下鐵道ガアリ、或ハ路面電車モアレバ、バスモアルト云フヤウナシテ是等ニ關シテ何等ノ提案ヲ見ナインハ、斯ノ如キ不利、不便ヲ除キマシテ、交通事故ヲ頻繁ル錯雜シテ居リマシテ、交通事故ヲ頻繁スルヤウナ現状デゴザイマスカラ、是亦トガ出來ナイト存ズルノデゴザイマス、又シムル原因ト相成ルノデアリマスカラ、國家的見地カラ見マシテ、是等ヲ放任スルコトガ出來ナイト存ズルノデゴザイマス、又放任ヲ許サナイモノデアラウト考へテ居リマス、斯ノ如キ不利、不便ヲ除キマシテ、私共沟ニ遺憾ト感ジテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、隨ヒマシテ國民ノ生活費ヲ低下スルガ爲メ、又特ニ交通機關ヲ合理化スルガ爲ニ、本法案ヲ提出シタヤウナ次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上御賛成下サランコトヲ切ニ御願スル次第デゴザイマス（拍手）

○中山福藏君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

（異議ナシ）ト呼フ者アリ

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、此場合暫時休憩致シマス

午後二時四十九分休憩

○議長（小山松壽君） 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス

午後三時五十分開議

○議長（小山松壽君） 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際、政府提出、關稅定率法中改正法律案、昭和七年法律第四號中改正法律案、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案、大正九年法律第五十三號中改正法律案ノ五案ヲ一括シテ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、關稅定率法中改正法律案、昭和七年法律第四號中改正法律案、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案、大正九年法律第五十三號中改正法律案、右五案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長山道裏一君

關稅定率法中改正法律案（政府提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

大正十四年法律第五十一號中改正法律案（關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件）（政府提出）

昭和七年法律第四號中改正法律案（輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件）（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

昭和七年法律第四號中改正法律案（輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件）（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

第一讀會ノ續（委員長報告）

鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告) 大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一關稅定率法中改正法律案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致昭和十二年八月四日

委員長 山道 裏一

衆議院議長小山松壽殿

附帶決議

一 政府ハ漁業經營費低減施設費ヲ昭和十三年度以降年額三百萬圓ニ増額シテ施設ヲ擴充シ其ノ中百万圓ヲ下ラサル金額ハ從來ノ關稅免除ニ依ル受益者中現行豫算ノ機械改造補助ヲ受ケサル中

小漁業者ニ補助金トシテ交付スヘシ
希望條項

附帶決議

一 政府ハ漁業經營費低減施設費ヲ昭和十三年度以降年額三百萬圓ニ増額シテ施設ヲ擴充シ其ノ中百万圓ヲ下ラサル金額ハ從來ノ關稅免除ニ依ル受益者中現行豫算ノ機械改造補助ヲ受ケサル中

附帶決議

一 政府ハ燃料國策ノ遂行ニ當リ自動車營業者ノ受クヘキ負擔ヲ輕減セシムル爲自動車稅ノ減免道路ノ改良其ノ他斯業ノ改善ニ必要ナル諸般ノ政策ヲ急速ニ實施スヘシ
二 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ人造揮發油ノ相當多量カ商品トシテ市場ニ出荷セラル迄關稅引上ニ依ル値上許可ニ付テハ深甚ノ考慮ヲ拂フヘシ
三 政府ハ砂糖關稅引下ニ依リ沖繩縣糖業ノ蒙ル打擊ヲ緩和スル爲適切ナル施設方法ヲ講スヘシ
四 纖維パルプ及其ノ資材關稅免除ニ當リ國內森林資源ノ再檢討ヲ爲シ纖維工業茲各種木材工業ノ資源ノ自給策ヲ講シ速ニ其ノ實現ヲ期スヘシ
五 新聞紙輸入關稅免除ニ鑑ミ印刷其ノ他用紙ノ免稅ニ付考慮スヘシ
六 滿洲ベニ松輸入關稅ハ昭和十三年度ヨリ是カ全免ヲ實施スヘシ

報告書

一大正十四年法律第五十一號中改正法律案(關東州ノ生產ニ係ル物品ノ輸入稅免除等ニ關スル件)(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

六 滿洲ベニ松輸入關稅ハ昭和十三年度ヨリ是カ全免ヲ實施スヘシ

報告書

一昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件)(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

報告書

一鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

報告書

一 政府ハ燃料國策ノ遂行ニ當リ自動車營業者ノ受クヘキ負擔ヲ輕減セシムル爲自動車稅ノ減免道路ノ改良其ノ他斯業ノ改善ニ必要ナル諸般ノ政策ヲ急速ニ實施スヘシ
二 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ人造揮發油ノ相當多量カ商品トシテ市場ニ出荷セラル迄關稅引上ニ依ル値上許可ニ付テハ深甚ノ考慮ヲ拂フヘシ
三 政府ハ砂糖關稅引下ニ依リ沖繩縣糖業ノ蒙ル打擊ヲ緩和スル爲適切ナル施設方法ヲ講スヘシ
四 纖維パルプ及其ノ資材關稅免除ニ當リ國內森林資源ノ再檢討ヲ爲シ纖維工業茲各種木材工業ノ資源ノ自給策ヲ講シ速ニ其ノ實現ヲ期スヘシ
五 新聞紙輸入關稅免除ニ鑑ミ印刷其ノ他用紙ノ免稅ニ付考慮スヘシ
六 滿洲ベニ松輸入關稅ハ昭和十三年度ヨリ是カ全免ヲ實施スヘシ

昭和十二年八月四日 告白書

一鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

報告書

一大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

報告書

一大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

報告書

一大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

報告書

○山道裏一君 關稅定率法中改正法律案外四件ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス、此委員會ハ二十九日ニ開會ヲ致シマシテ、委員長及理事ノ互選ヲ致シマシテ、引續イテ提案ノ理由ニ付キマシテ政府ノ說明ヲ聽キマシテ、翌三十日ト本月一日トノ兩日ニ瓦リマシテ、午前、午後、委員諸君ト政府委員諸君トノ間ニ質疑應答ガ重ネラレマシタ、大體此案ハ前議會ニ於

二 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ人造揮發油ノ相當多量カ商品トシテ市場ニ出荷セラル迄關稅引上ニ依ル値上許可ニ付テハ深甚ノ考慮ヲ拂フヘシ
三 政府ハ砂糖關稅引下ニ依リ沖繩縣糖業ノ蒙ル打擊ヲ緩和スル爲適切ナル施設方法ヲ講スヘシ
四 纖維パルプ及其ノ資材關稅免除ニ當リ國內森林資源ノ再檢討ヲ爲シ纖維工業茲各種木材工業ノ資源ノ自給策ヲ講シ速ニ其ノ實現ヲ期スヘシ
五 新聞紙輸入關稅免除ニ鑑ミ印刷其ノ他用紙ノ免稅ニ付考慮スヘシ
六 滿洲ベニ松輸入關稅ハ昭和十三年度ヨリ是カ全免ヲ實施スヘシ

テ、先づ西村金三郎君カラ附帶決議竝ニ希望條項ニ付テノ御説明ガアリマシタ、岩瀬君竝ニ笠井君ヨリモ同様ナル御提言ガアリマシテ、更ニ社會大眾黨ノ田原君ヨリ修正シマシテ御報告ヲ致シマス前ニ、一應附帶決議ニ付テ茲ニ其全文ヲ御報告ヲ申上げマス、附帶決議ハ政府ハ漁業經營費低減施設費ヲ昭和十三年度以降年額三百万圓ニ増額シテ施設ヲ擴充シ其ノ中百万圓ヲ下ラサル金額ハ從來ノ關稅免除ニ依ル受益者中現行豫算ノ機械改造補助ヲ受ケサル中小漁業者ニ補助金トシテ交付スヘシ
一 政府ハ燃料國策ノ遂行ニ當リ自動車營業者ノ受クヘキ負擔ヲ輕減セシムル爲自動車稅ノ減免道路ノ改良其ノ他斯業ノ改善ニ必要ナル諸般ノ政策ヲ急速ニ實施スヘシ
二 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ人造揮發油ノ相當多量カ商品トシテ市場ニ出荷セラル迄關稅引上ニ依ル値上許可ニ付テハ深甚ノ考慮ヲ拂フヘシ
三 政府ハ砂糖關稅引下ニ依リ沖繩縣糖業ノ蒙ル打擊ヲ緩和スル爲適切ナル施設方法ヲ講スヘシ
四 纖維パルプ及其ノ資材關稅免除ニ當リ國內森林資源ノ再檢討ヲ爲シ纖維工業茲各種木材工業ノ資源ノ自給策ヲ講シ速ニ其ノ實現ヲ期スヘシ
五 新聞紙輸入關稅免除ニ鑑ミ印刷其ノ他用紙ノ免稅ニ付考慮スヘシ
六 滿洲ベニ松輸入關稅ハ昭和十三年度ヨリ是カ全免ヲ實施スヘシ

テ、先づ西村金三郎君カラ附帶決議竝ニ希望條項ニ付テノ御説明ガアリマシタ、岩瀬君竝ニ笠井君ヨリモ同様ナル御提言ガアリマシテ、更ニ社會大眾黨ノ田原君ヨリ修正シマシテ御報告ヲ致シマス前ニ、一應附帶決議ニ付テ茲ニ其全文ヲ御報告ヲ申上げマス、附帶決議ハ政府ハ漁業經營費低減施設費ヲ昭和十三年度以降年額三百万圓ニ増額シテ施設ヲ擴充シ其ノ中百万圓ヲ下ラサル金額ハ從來ノ關稅免除ニ依ル受益者中現行豫算ノ機械改造補助ヲ受ケサル中小漁業者ニ補助金トシテ交付スヘシ
一 政府ハ燃料國策ノ遂行ニ當リ自動車營業者ノ受クヘキ負擔ヲ輕減セシムル爲自動車稅ノ減免道路ノ改良其ノ他斯業ノ改善ニ必要ナル諸般ノ政策ヲ急速ニ實施スヘシ
二 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ人造揮發油ノ相當多量カ商品トシテ市場ニ出荷セラル迄關稅引上ニ依ル値上許可ニ付テハ深甚ノ考慮ヲ拂フヘシ
三 政府ハ砂糖關稅引下ニ依リ沖繩縣糖業ノ蒙ル打擊ヲ緩和スル爲適切ナル施設方法ヲ講スヘシ
四 纖維パルプ及其ノ資材關稅免除ニ當リ國內森林資源ノ再檢討ヲ爲シ纖維工業茲各種木材工業ノ資源ノ自給策ヲ講シ速ニ其ノ實現ヲ期スヘシ
五 新聞紙輸入關稅免除ニ鑑ミ印刷其ノ他用紙ノ免稅ニ付考慮スヘシ
六 滿洲ベニ松輸入關稅ハ昭和十三年度ヨリ是カ全免ヲ實施スヘシ

四 纖維パルプ及其ノ資材關稅免除ニ當リ國內森林資源ノ再檢討ヲ爲シ纖維工業茲各種木材工業ノ資源ノ自給策ヲ講シ速ニ其ノ實現ヲ期スヘシ
五 新聞紙輸入關稅免除ニ鑑ミ印刷其ノ

テ、先づ西村金三郎君カラ附帶決議竝ニ希望條項ニ付テノ御説明ガアリマシタ、岩瀬君竝ニ笠井君ヨリモ同様ナル御提言ガアリマシテ、更ニ社會大眾黨ノ田原君ヨリ修正シマシテ御報告ヲ致シマス前ニ、一應附帶決議ニ付テ茲ニ其全文ヲ御報告ヲ申上げマス、附帶決議ハ政府ハ漁業經營費低減施設費ヲ昭和十三年度以降年額三百万圓ニ増額シテ施設ヲ擴充シ其ノ中百万圓ヲ下ラサル金額ハ從來ノ關稅免除ニ依ル受益者中現行豫算ノ機械改造補助ヲ受ケサル中小漁業者ニ補助金トシテ交付スヘシ
一 政府ハ燃料國策ノ遂行ニ當リ自動車營業者ノ受クヘキ負擔ヲ輕減セシムル爲自動車稅ノ減免道路ノ改良其ノ他斯業ノ改善ニ必要ナル諸般ノ政策ヲ急速ニ實施スヘシ
二 政府ハ帝國燃料興業株式會社ノ人造揮發油ノ相當多量カ商品トシテ市場ニ出荷セラル迄關稅引上ニ依ル値上許可ニ付テハ深甚ノ考慮ヲ拂フヘシ
三 政府ハ砂糖關稅引下ニ依リ沖繩縣糖業ノ蒙ル打擊ヲ緩和スル爲適切ナル施設方法ヲ講スヘシ
四 纖維パルプ及其ノ資材關稅免除ニ當リ國內森林資源ノ再檢討ヲ爲シ纖維工業茲各種木材工業ノ資源ノ自給策ヲ講シ速ニ其ノ實現ヲ期スヘシ
五 新聞紙輸入關稅免除ニ鑑ミ印刷其ノ他用紙ノ免稅ニ付考慮スヘシ
六 滿洲ベニ松輸入關稅ハ昭和十三年度ヨリ是カ全免ヲ實施スヘシ

成立致シマシタノデアリマス——順序ヲ間
違ヘマシタガ、先ツ田原君ノ御提出ニナリ
マシタ修正案ニ付テノ採決ヲ致シマシタ所、
修正案ハ少數ニ依ツテ否決セラレマシタ、更
ニ昭和七年法律第四號中改正法律案ニ付キ
マシテハ大多數ヲ以テ可決致シマシタ、此
ニツノ案ニ對シマスル先ニ讀上ダマシタル
希望條項ニ付テ採決致シマシテ、是亦大多
數ヲ以テ可決致シマシタ、更ニ大正十四年
法律第五十一號中改正法律案 鐵ノ輸入稅
免除ニ關スル法律案、大正九年法律第五十
三號中改正法律案 此三案ヲ一括シテ採決
ヲ致シマシタガ、是亦多數ヲ以テ可決致シ
マシタ、左様ニ致シマシテ、採決ノ終了致
シマシタ後デ西村君竝ニ岩瀬君ヨリノ御要
求ニ依リマシタ、政府ニ於キマシテモ御趣旨
思ヲ宣明セラレンコトヲ求メマシタ、之ニ
對シマシテ大藏當局ヨリハ只今附帶決議ト
相成ツテ居ル條項ニ付キマシテハ、篤ト諒承
ヲ致シマシタ、政府ニ於キマシテモ御趣旨
ニ副フヤウニ努力スル考デアリマスト云フ
答デアリマシタ、農林當局ニ於キマシテモ、
明年度ヨリ漁業經營費低減、施設費豫算増
加方ニ付テノ御意見ニ付キマシテハ、只今
大藏當局ノ言明ノアリマシタ通リデアリマ
ス、農林省ト致シマシテハ、其中特ニ中小
漁業從業者ニ對スル特別ノ新規施設ヲ行フ
趣旨ノ點ニ付キ篤ト考慮致シマシテ、適切
ナル方途ヲ講ジタイト存ジテ居リマスト云
フ言明デアリマシタ、之ニ對シマシテ更ニ
中井君、岩瀬君ヨリ簡単ニ御質問ガアリマ
シテ、必ズ政府ハ此決議ノ趣旨ヲ實行ラシ
テ貰ヒタイ、從來動モスレバ議院ノ決議ヲ
政府ハ實行セザルコトガ非常ニ多イノデア
ル、今回ハ兩當局ノ誠意アル回答ニ依ツテ諒
承スルケレドモ、特ニ其實行ヲ要望スルコ
トヲ強ク主張ヲセラレマシタ、更ニ之ニ付
キマシテ上田君ヨリ、大藏、農林兩當局ハ
本會議ノ席上ニ於テモ、此政府ノ趣旨ヲ明

白ニ宣明ヲシテ貰ヒタイトノ要求ガアリマ
シテ、此事ヲ委員長ヨリ傳ヘヨトノコトデ
マシタ修正案ニ付テノ採決ヲ致シマシタ所、
修正案ハ少數ニ依ツテ否決セラレマシタ、更
ニ昭和七年法律第四號中改正法律案ニ付キ
マシテハ大多數ヲ以テ可決致シマシタ、此
ニツノ案ニ對シマスル先ニ讀上ダマシタル
希望條項ニ付テ採決致シマシテ、是亦大多
數ヲ以テ可決致シマシタ、更ニ大正十四年
法律第五十一號中改正法律案 鐵ノ輸入稅
免除ニ關スル法律案、大正九年法律第五十
三號中改正法律案 此三案ヲ一括シテ採決
ヲ致シマシタガ、是亦多數ヲ以テ可決致シ
マシタ、左様ニ致シマシテ、採決ノ終了致
シマシタ後デ西村君竝ニ岩瀬君ヨリノ御要
求ニ依リマシタ、政府ニ於キマシテモ御趣旨
思ヲ宣明セラレンコトヲ求メマシタ、之ニ
對シマシテ大藏當局ヨリハ只今附帶決議ト
相成ツテ居ル條項ニ付キマシテハ、篤ト諒承
ヲ致シマシタ、政府ニ於キマシテモ御趣旨
ニ副フヤウニ努力スル考デアリマスト云フ
答デアリマシタ、農林當局ニ於キマシテモ、
明年度ヨリ漁業經營費低減、施設費豫算増
加方ニ付テノ御意見ニ付キマシテハ、只今
大藏當局ノ言明ノアリマシタ通リデアリマ
ス、農林省ト致シマシテハ、其中特ニ中小
漁業從業者ニ對スル特別ノ新規施設ヲ行フ
趣旨ノ點ニ付キ篤ト考慮致シマシテ、適切
ナル方途ヲ講ジタイト存ジテ居リマスト云
フ言明デアリマシタ、之ニ對シマシテ更ニ
中井君、岩瀬君ヨリ簡単ニ御質問ガアリマ
シテ、必ズ政府ハ此決議ノ趣旨ヲ實行ラシ
テ貰ヒタイ、從來動モスレバ議院ノ決議ヲ
政府ハ實行セザルコトガ非常ニ多イノデア
ル、今回ハ兩當局ノ誠意アル回答ニ依ツテ諒
承スルケレドモ、特ニ其實行ヲ要望スルコ
トヲ強ク主張ヲセラレマシタ、更ニ之ニ付
キマシテ上田君ヨリ、大藏、農林兩當局ハ
本會議ノ席上ニ於テモ、此政府ノ趣旨ヲ明

自ニ宣明ヲシテ貰ヒタイトノ要求ガアリマ
シテ、此事ヲ委員長ヨリ傳ヘヨトノコトデ
アリマシタカラ傳達ヲ致シテ置キマス、更
ニ社會大眾黨ヨリ希望條項ノ提出ガアリマ
シタガ、既ニ採決ノ後デアリマシタノデ、
シタガ、既ニ採決ノ後デアリマシタノデ、
委員長ノ裁量ニ於キマシテ、其提案ニ付テ
ノ御朗讀ヲ許スコトニ致シマシテ、此希望
條項ヲ提出セラレマシタ、是モ折角ノ大衆
黨ノ意向デアリマスカラ、此際時間ヲ頂戴
シテ其内容ノ御報告ヲサシテ戴キタイト思
ヒマス(拍手)

希望條項

一 政府ハ砂糖關稅引下ニ伴フ砂糖市價
ノ低落ニ依ル損失ガ甘蔗栽培者ニ轉嫁
サル、コトナキヤウ嚴重ニ監督スペシ

二 政府ハ今後液體燃料自給策ノ遂行ニ
當リ石炭及其他ノ基礎産業ヲ一丸トス
ル國策ヲ確立スルト共ニ人造石油製造
事業ノ採算ヲ「ガソリン」關稅ノ引上ニ
依シテ維持スルガ如キ方策ヲ避ケルコ
トニ努力スベシ

三 政府ハ物價騰貴ニ惱ミツ、アル國民
生活ノ實情ニ鑑ミ今後トモ出來得ル限
リ生活必需品ノ輸入關稅ヲ廢減スルト
共ニ製紙製糖ノ如キ高率ノ利潤アル事
業ニ對シテハ最早關稅保護ノ必要ナキ
ヲ以テ「バルブ」及砂糖ノ輸入關稅ノ如
キハ之ヲ全廢スルヤウ善處スベシ
斯ウ云フノデアリマス、以上ヲ以テ委員會
ノ御報告ト致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 直チニ五案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
ス、仍テ五案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、昭和
十二年勅令第百三十號、承諾ヲ求ムル件ヲ
議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマ
ス——委員長山道襄一君

○議長(小山松壽君) 直チニ五案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
ス、仍テ五案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ五案ノ第二讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(小山松壽君) 報告書

昭和十二年勅令第百三十號(鐵ノ輸入
稅免除ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

○議長(小山松壽君) 委員長 山道 襄一
○議長(小山松壽君) 衆議院議長小山松壽殿

○議長(小山松壽君) 第二讀會(確定議)

昭和七年法律第四號中改正法律案(輸
入稅ノ從量稅率ニ關スル件) 第二讀會(確定議)

大正十四年法律第五十一號中改正法律
案(關東州ノ生產ニ係ル物品ノ輸入稅
免除等ニ關スル件) 第二讀會(確定議)

鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案

○議長(小山松壽君) 採決致シマス、本件
ニ承諾ヲ與フルニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本件ハ承諾ヲ與フルニ決シマシタ
(拍手起ル)

〔國務大臣伯爵有馬賴寧君登壇〕

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君) 明年度ヨリ
ノ漁業經營費低減、施設費ノ豫算增額方ニ
付テノ御意見ニ付キマシテハ、只今大藏大
臣ノ言明ノアリマシタ通リデアリマス、農
林省ト致シマシテハ、其中特ニ中小漁業從
業者ニ對スル特別ノ新規施設ヲ行フ趣意ノ
點ニ付キマシテハ、篤ト考慮致シマシテ適
切ナル方途ヲ講ジタイト存ジマス(拍手)
○議長(小山松壽君) 五案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、昭和
十二年勅令第百三十號、承諾ヲ求ムル件ヲ
議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマ
ス——委員長山道襄一君

○議長(小山松壽君) 報告書

昭和十二年勅令第百三十號(鐵ノ輸入
稅免除ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和十二年八月四日

○議長(小山松壽君) 委員長 山道 襄一
○議長(小山松壽君) 衆議院議長小山松壽殿

○議長(小山松壽君) 簡單デアリマスカラ此席力
ヲ御報告ヲ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
○議長(小山松壽君) 本案ニ對シマシテハ、委員
會ハ滿場一致ヲ以テ承諾ヲ與ヘマシタ、右
御報告致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 採決致シマス、本件
ニ承諾ヲ與フルニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本件ハ承諾ヲ與フルニ決シマシタ
(拍手起ル)

種所得稅五分、第三種所得稅七分五厘ヲソ
レゾレ増徵スルコト致シマシタ
次ニ臨時利得稅納稅者並ニ比較的高率ノ
配當金及ビ高利率ノ公社債利子ノ支拂ヲ受
ケマスル者ハ、比較的負擔力アリト認メマ
シテ、臨時利得稅ニ付テハ法人個人共ニ其
稅額ノ一割五分ヲ增徵スルコト致シ、配
當金ニ付テハ、配當金中年七分ヲ超ユル金
額ノ一割、公社債利子ニ付テハ、國債ハ利
率年四分、地方債及ビ社債ハ利率年四分五
厘ヲ超ユル金額ノ一割ニ相當スル金額ノ特
別稅ヲ課スルコト致シタイト思ヒマス、
其他貴石、貴金屬製品、寫真機、蓄音器、
樂器等ノ特殊物品ノ消費者ハ、相當擔稅力ア
リト認メマシテ、是等ノ物品ニ對シ從價二
割ノ特別消費稅ヲ賦課スルコト致サント
スル次第アリマス、右申述ベマシタ如ク、
今回ノ增稅ニ當リマシテハ、一般大眾ノ負
擔ニ歸スル租稅ノ增徵ハ極力之ヲ避ケタ積
リデアリマス、尙ホ今回ノ增稅ハ事ノ性質
上、之ヲ本年度限り、又ハ一年限リノモノ
ト致シマシタ、其歲入額ハ昭和十二年度ニ
於テ六千六百餘萬圓、合計一億百餘萬圓ノ豫定
デアリマス、以上大體ノ説明ヲ致シマシタ
ガ、尙ホ其詳細ノ點ニ付キマシテハ、委員
會ニ於テ説明致シタイト存ジマス、何卒御
審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ望ミマス
(拍手)

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ
ス、之ヲ許シマス——條原陸朗君……
「話ガ違フ」ト呼ヒ、其他發言スル者
多シ

○議長(小山松壽君) 賀屋大藏大臣
(國務大臣賀屋興宣君登壇)
○國務大臣(賀屋興宣君) 尚ホ只今説明致
シマシタ增稅ヲ財源ト致シマスル第四次ノ

追加豫算ハ、只今提案ノ手續ヲ執リツ、ア
ル途中デアリマス、其金額ハ凡ソ四億一千
餘万圓ニ上ル見込デ居リマス

○議長(小山松壽君) 條原陸朗君
(條原陸朗君登壇)

亦政府ノ意ノ在ル所ヲ諒トスル次第アリ
マス

私ハ今回ノ稅ノ收入ヲ目途トシマス一億
百餘万圓ハ、北支事變ノ財政計畫上如何ナ
ル意義ヲ有シテ居ルモノデアルカ、其額ガ
一年ト限ヅタル理由ハ、財政上如何ナル意義
ヲ有スルモノデアリマセウカ、又如何ナル
意義ヲ有スルモノデアリマスルカラ、我國現在ノ稅
部分ヲドウ云フ趣旨ニ依テ稅ノ支辨ニ俟
ツモノデアリマスカ、併セテ政府ノ考ヲ承
リタインデアリマス、私ハ北支事變ノ此案
ノ治安ヲ全ウスルコトヲ希フコトハ、誠ニ
帝國ノ衷心ヨリ希望シテ居ル所デアリマス
ガ、現下ノ情勢ヨリ致シマシテ之ヲ察シマ
スレバ、或ハ不幸擴大ノ結果、茲ニ國民ハ
最後ノ決心ヲ以テ臨ムノ必要アル場合ナキ
ヲ保セナインデアリマス、此秋ニ方リマシ
テハ、吾々國民ハ更ニ巨額ノ事變費ヲ負擔
スルニ至リマスル場合ニ於キマシテモ、之
ニ順應スルノ覺悟ヲ有シテ居ルモノト信ズ
ル者デアリマス、茲ニ政府ノ北支事變費ノ
支辨ニ關シマシテ、從來ト異リ公債支辨ノミ
ニ依リタル財政政策ヲ變更致シマシテ、租
稅ニ財源ヲ求メ、北支事變特別稅法案ヲ提
出スルニ至リマシタコトハ、我國現下ノ財
政狀況、就中歲入缺陷ニ基キマス公債ノ
多額ナルコト、滿洲事件費ノ二億八千万
圓、又曩ニ提案致シマシタ北支事變費ノ
如何ナル稅ノ體裁ヲ茲ニ研究ヲ遂ゲタモノ
デアラウト察シマスガ、其考慮シタ傾向ヲ
吾々ハ知リタインデアリマス

シテ、收入ヲ得マスルコトハ、一面ニ於テ
ハ課稅ノ衡平ノ觀念ヲ達スルト共ニ、一面
ニ於テ其數額ハ財政上相當ナル金額ヲ得ル
コトト信ズル者デアリマス

○議長(小山松壽君) 條原陸朗君
(條原陸朗君登壇)

主義竝ニ不擴大方針ヲ以テ幸ニ中華民國ノ
反省ヲ得マシテ、日滿支三國ノ圓滿ナル國
交ヲ恢復シ、更ニ進シテ日支兩國ノ完全ナ
ル提携ニ依リマシテ、東洋ノ平和竝ニ極東
ノ治安ヲ全ウスルコトヲ希フコトハ、誠ニ
帝國ノ衷心ヨリ希望シテ居ル所デアリマス
ガ、現下ノ情勢ヨリ致シマシテ之ヲ察シマ
スレバ、或ハ不幸擴大ノ結果、茲ニ國民ハ
最後ノ決心ヲ以テ臨ムノ必要アル場合ナキ
ヲ保セナインデアリマス、此秋ニ方リマシ
テハ、吾々國民ハ更ニ巨額ノ事變費ヲ負擔
スルニ至リマスル場合ニ於キマシテモ、之
ニ順應スルノ覺悟ヲ有シテ居ルモノト信ズ
ル者デアリマス、茲ニ政府ノ北支事變費ノ
支辨ニ關シマシテ、從來ト異リ公債支辨ノミ
ニ依リタル財政政策ヲ變更致シマシテ、租
稅ニ財源ヲ求メ、北支事變特別稅法案ヲ提
出スルニ至リマシタコトハ、我國現下ノ財
政狀況、就中歲入缺陷ニ基キマス公債ノ
多額ナルコト、滿洲事件費ノ二億八千万
圓、又曩ニ提案致シマシタ北支事變費ノ
如何ナル稅ノ體裁ヲ茲ニ研究ヲ遂ゲタモノ
デアラウト察シマスガ、其考慮シタ傾向ヲ
吾々ハ知リタインデアリマス

ニ、政府ハ所謂直接稅ノ方面、資產所得或
ハ財產ニ對シテ、有產階級ニ對スル負擔ヲ
求ムル上ニ於テ、如何ナル考慮ヲ拂ヒシヤ、
是ガ質問ノ第一點デアリマス
所得稅ノ尙ホ完備セザル點ニ於テ、我國
ハ所得稅ノ增徵及ビ臨時利得稅ダケノ增徵
ニ於テ、有產階級ニ負擔全キヲ得タリト云フ
コトハ出來ナイト存ジマスルガ故ニ、政府ハ
シテ、如何ナル稅ノ體裁ヲ茲ニ研究ヲ遂ゲタモノ
デアラウト察シマスガ、其考慮シタ傾向ヲ
吾々ハ知リタインデアリマス

シテ、收入ヲ得マスルコトハ、一面ニ於テ
ハ課稅ノ衡平ノ觀念ヲ達スルト共ニ、一面
ニ於テ其數額ハ財政上相當ナル金額ヲ得ル
コトト信ズル者デアリマス

次ニ私ハ本案ノ内容ニ付テニ三ノ質疑ヲ
致シタイト存ジマス、所謂利益配當特別稅
シタル金額ニ於テ、中央、地方ヲ通ズル稅
制改革ヲ企ツルモノデアリマスカ、今回ノ
特別稅ハ分離シテ政府ハ御考ニナツテ居ル
モノデアリマスカ、併セテ此點ヲ伺ヒマス
次ニ私ハ本案ノ内容ニ付テニ三ノ質疑ヲ
致シタイト存ジマス、所謂利益配當特別稅
シタル第四號追加ノ金額、之ヲ加算シマス
レバ、現下ノ財政狀況中公債政策ハ漸ク其
重キヲ感ズル感ガ甚ダ深クナリツヽ、アルト
存ジマス、特ニ其案ガ物價騰貴ニ對スル
シタル第四號追加ノ金額、之ヲ加算シマス
ヲ求ムル提案ヲ見マシタコトハ、私ハ財政
當局ノ勞ヲ多ストスルモノト言ウテ妨ゲナイ
存ジマス、特ニ其案ガ物價騰貴ニ對スル
脅威竝ニ國民生活安定等ノ諸點ヲ顧ミマシ
ル成金ヲ生ジナカッタ如ク、私ハ軍需工業、
其他ノ關係者ニ相當高率ナル課稅ヲ致シマ
ス、然ラバ高率配當ヲシマス會社ハ、自分
ノ有スル資力ヲ漫リニ必要ナキ場合ニ増資

○議長(小山松壽君) 御靜ニ願ヒマス
(條原陸朗君續)

凡ソ均衡ヲ得テ、而シ
テ其上ニ負擔ノ增加ヲ圖ルコトガ最モ公正
ナル方法アルト信ジマスルガ故ニ、茲ニ
此問題ヲ御尋致シマス

次ニ今回ノ一億二百万圓、此問題ヲ包含
シタル金額ニ於テ、中央、地方ヲ通ズル稅
制改革ヲ企ツルモノデアリマスカ、今回ノ
特別稅ハ分離シテ政府ハ御考ニナツテ居ル
モノデアリマスカ、併セテ此點ヲ伺ヒマス
次ニ私ハ本案ノ内容ニ付テニ三ノ質疑ヲ
致シタイト存ジマス、所謂利益配當特別稅
シタル金額ニ於テ、中央、地方ヲ通ズル稅
制改革ヲ企ツルモノデアリマスカ、今回ノ
特別稅ハ分離シテ政府ハ御考ニナツテ居ル
モノデアリマスガ、納稅者ガ此稅ヲ免レル爲ニヘ
致シタイト存ジマス、所謂利益配當特別稅
シテ、收入ヲ得マスルコトハ、一面ニ於テ
ハ課稅ノ衡平ノ觀念ヲ達スルト共ニ、一面
ニ於テ其數額ハ財政上相當ナル金額ヲ得ル
コトト信ズル者デアリマス

ニ振向ケテ、サウシテ其配當ヲ免レントス
ル結果、所謂生産擴充ニ要スル新資金ノ如
キ、之ニ依ツテ其力ノ減少ヲ來スモノデハナ
イデセウカ、政府ハ此點ニ對シテハ、ドウ
云フ考慮ヲ拂ツタ結果之ヲ提案スルニ至リ
マシタカ、又株ノ價格ハ自ラ配當ノ率ニ依ツテ
上下致シマセウガ、配當高キヲ以テ、五十
圓ノ株券ヲ一割配當アルガ故ニ百圓ヲ以テ
買ヒマシタ人ハ、其配當ハ五分デアリマス、
此時分ニ七分ヲ超エテ居ルガ故ニ此配當ニ
課税スル如キハ、所有者自身ニ對シテ洵ニ
酷デハナイカ、斯ノ如キハ寧ロ經濟上ノ實
體ニ副ハナイモノデハナイデセウカ、茲ニ
私ハ配當課税ガ寧ロ豫期ノ如ク收入ヲ得ラ
レナイヤウナ結果ニ遭遇シヤシナカト存
ジマスガ、政府ノ御考ハ如何デアリマスカ

次ニ特別ノ物品稅、即チ貴石、其他ノ品
物ニ對シマシテ、從價二割ノ課税ヲシタイ
ト唱ヘラレマスガ、今マデ關稅表ニ依リマ
シテ貴石類ノ輸入ヲ見マスルト、統計ニ上
市場ニ溢レ、殆ド全部ガ關稅ノ脫稅品デ
アルト稱セラレマスガ、更ニ此上ニ國內デ
二割ノ課税ヲ致シマシタナラバ、愈、以テ脫
稅品ノ橫溢ヲ見ルノデハナイデセウカ、政
府ハ是ガ取締ニ對シテ如何ナル實行手段ヲ
御考ニナツテ居ルノデアリマセウカ、又此稅
ガ一年ノ限度ヲ有シテ居リマス結果、此生
産ニ從事致シマス者ハ一年内其職ヲ失フ虞
ガアリマスノミナラズ、施行以前ニ買ツテ、
一年ノ期間内買ハズニ我慢シテ、サウシ
テ一年ガ過ギタナラバ之ヲ買ハウトシマス
ル結果、政府ハ豫期ノ一千萬圓ノ收入ヲ得
ザル結果ニ到著シナイモノデアリマセウカ、
併セテ此點ヲ伺ヒマス

最後ニ私ハ我國ノ財政ガ茲ニ北支事件ノ
財政處理ノ爲ニ租稅ノ財源ヲ得ルニ至リマ

シタコト、將來ノ事件ノ處理ニ對シマシテ
モ、公債ノミニ依ラズシテ、併セテ負擔ヲ
後代ノ國民ニ残サザランガ爲ニ、適當ナル
課税政策ヲ併セ用ヒルコトハ、我國ノ財政
ヲ健全ニ導クノミナラズ、又事件ニ處スル
政府ノ方針ト考ヘマス、又此問題ハ爲替ニ
對シマシテモ——私ハ單ニ產金ノ獎勵、金
ノ現送ノミニ依頼シテ爲替ノ向上ヲ圖ルコ
トハ洵ニ困難デハナカラウカ、併セテ財政
信用ヲ確立スル、又公債「インフレ」ニ依ル弊
害ヲ除去スル上ニ於キマシテ、相當ノ限度
ニ於テ租稅政策ヲ併用スルコトハ、我國ノ
財政信用ヲ高ムル上ニ於テ、其必要ヲ痛感
スルモノデアリマスカラシテ、政府モ其意
味ニ於テ財政政策ヲ進メラレンコトヲ希望
シテ私ノ質問ヲ終リマス(拍手)

〔國務大臣賀屋興宣君登壇〕

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今ノ御質問ニ

御答申上ゲマス、有產階級ニ特ニ負擔ヲ求

メルコトヲ考慮シタカ否カト云フ御質問ニ

付キマシテハ、今回所得稅ニ付キマシテ一

般ノ増徵ヲ致シマシタル點、又高率配當等

ニ付キマシテ特別ノ課税ヲ致シマシタル點

等ハ、此點ノ配慮ヲ致シマシタル結果デア

リマス、次ニ時局ニ依ル利益ヲ得ルモノニ

當ノ特別ノ負擔力アリト見テ差支ナイト思

フノデアリマス、貴石等ノ物ニ付キマシテ

ハ脫稅ガ多イデアラウ、尙ホ是等ノ物ノ製

作ニ從事スル人ハ、其消費ガ減クテ或ハ其職

業上ノ收入ガ減ルノデハナイカ、斯ウ云フ

御尋デアリマスルガ、斯ル種類ノモノハ近

年相當增加ノ趨勢ガ著シイノデアリマス、

又歲入ノ見積リニ於キマシテハ相當ノ消費

減ガアルコトヲモ考慮ニ入レテアル次第デ

アリマス、將來ノ財政政策ニ付キマシテハ、

是ハ財政經濟全般ノ事情ニ應ジマシテ、一

概ニ公債ノミニ偏セズ、又一概ニ增稅ニモ

偏セザル、其時ノ情勢ニ應ジテ適當ナル按

排ヲ致ス積リデアリマス

○議長(小山松壽君) 砂田重政君

○砂田重政君 午前中ノ各派協議會ノ御話

合ノ結果ハ、大體ノ豫算ヲ各省別ニ大綱ダケ

デモ御説明ニナルコトニナツテ居ツタヤウニ

承ツテ居リマス、是ハ政府カラ豫メ大體ノ數

字デ宜シウゴザイマスルカラ、各省別ノ分

ヒマス(拍手)

〔各省デヤナイ概數ダ」ト呼フ者アリ〕

○國務大臣(賀屋興宣君) 概數ニ付キマシ

ス、唯今後ノ時局ノ推移ニ應ジマシテハ、
是ハ其場合適當ナル對策ヲ講ズル次第デア
リマス、尙ホ高率配當ニ付キマシテ增資ハ
ドウスルカト云フ御尋デアリマスルガ、斯
ル場合稅金ヲ免レル爲ニ特ニ增資ヲスルヤ
ウナ人ハナイト思ヒマス、自然ノ經濟上ノ
必要ノ增資ガアルノハ、是ハ致シ方アリマ
ス、高率ノモノデモ株式ノ價格ガ高イ場
合モアル、隨テ高率配當ト雖モ、必ズシモ
特ニ增徵ヲスルノハ或ハ酷デハナイカト云
フ御尋ニ付キマシテハ、左様な場合モアリ
マスルガ、大體ニ於キマシテ高率配當ニハ相
當ノ特別ノ負擔力アリト見テ差支ナイト思
フノデアリマス、貴石等ノ物ニ付キマシテ
ハ脫稅ガ多イデアラウ、尙ホ是等ノ物ノ製
作ニ從事スル人ハ、其消費ガ減クテ或ハ其職
業上ノ收入ガ減ルノデハナイカ、斯ウ云フ
御尋デアリマスルガ、斯ル種類ノモノハ近
年相當增加ノ趨勢ガ著シイノデアリマス、
又歲入ノ見積リニ於キマシテハ相當ノ消費
減ガアルコトヲモ考慮ニ入レテアル次第デ
アリマス、將來ノ財政政策ニ付キマシテハ、
是ハ財政經濟全般ノ事情ニ應ジマシテ、一
概ニ公債ノミニ偏セズ、又一概ニ增稅ニモ
偏セザル、其時ノ情勢ニ應ジテ適當ナル按
排ヲ致ス積リデアリマス

○議長(小山松壽君) 砂田重政君

○砂田重政君 午前中ノ各派協議會ノ御話

合ノ結果ハ、大體ノ豫算ヲ各省別ニ大綱ダケ
デモ御説明ニナルコトニナツテ居ツタヤウニ
承ツテ居リマス、是ハ政府カラ豫メ大體ノ數
字デ宜シウゴザイマスルカラ、各省別ノ分
ヒマス(拍手)

〔各省デヤナイ概數ダ」ト呼フ者アリ〕

○國務大臣(賀屋興宣君) 概數ニ付キマシ

テ申上ゲタイト思ヒマス、是ハ今後如何ナル
金額ヲ豫備費ニ計上致シマスルカ如何ト云
フ方ノ研究ハ尙ホ殘ツテ居リマスガ、先づは
外務省所管ノ經費ハ五百万圓餘ヲ要ス
ル積リデアリマス、陸軍省所管ノ經費ハ三
億圓ヲ要スル豫定デアリマス、海軍省所管
ノ經費ハ一億圓餘ヲ要スル豫定デアリマス、
ハ吾々ノ心組デアリマス、大體ヲ申上ゲマ
ス、外務省所管ノ經費ハ五百万圓餘ヲ要ス
ル場合稅金ヲ免レル爲ニ特ニ增資ヲスルヤ
ウナ人ハナイト思ヒマス、自然ノ經濟上ノ
シタコト、將來ノ事件ノ處理ニ對シマシテ
モ、公債ノミニ依ラズシテ、併セテ負擔ヲ
後代ノ國民ニ残サザランガ爲ニ、適當ナル
課税政策ヲ併セ用ヒルコトハ、我國ノ財政
ヲ健全ニ導クノミナラズ、又事件ニ處スル
政府ノ方針ト考ヘマス、又此問題ハ爲替ニ
對シマシテモ——私ハ單ニ產金ノ獎勵、金
ノ現送ノミニ依頼シテ爲替ノ向上ヲ圖ルコ
トハ洵ニ困難デハナカラウカ、併セテ財政
信用ヲ確立スル、又公債「インフレ」ニ依ル弊
害ヲ除去スル上ニ於キマシテ、相當ノ限度
ニ於テ租稅政策ヲ併用スルコトハ、我國ノ
財政信用ヲ高ムル上ニ於テ、其必要ヲ痛感
スルモノデアリマスカラシテ、政府モ其意
味ニ於テ財政政策ヲ進メラレンコトヲ希望
シテ私ノ質問ヲ終リマス(拍手)

〔砂田重政君登壇〕

○砂田重政君 只今提案ニナツテ居リマスル
北支事件特別稅法ノ質問ニ入リタイト思ヒ
マスルガ、私ハ此法律案ハ今議會中ニ於ケ
ル——解散後ノ特別議會ニ於ケル平時的ノ法
案ト違テ、國ヲ舉ゲテノ重大ナ非常時ニ直
面シタ豫算竝ニ法律案デアルト考ヘルノデ
ゴザイマス、隨テ細イコトハ伺ヒマス、
根本ニ對スル總理大臣ノ御所見ヲ二三點
伺ツテ置キタイト思ヒマス、先づ私ノ意見ヲ
述べマシテ、結論ニ於テ御答ヲ願フ項目ヲ
申上ゲタイト思ヒマス

去ル七月ノ二十七日總理大臣ハ本議場ニ
於テ施政方針ノ演說ヲサレマシタ、其前
ノ七月七日ノ蘆溝橋ノ突發事件以來、政府
ハ七月ノ十一日ニ重大ナ聲明ヲサレタノデ
アリマスルガ、爾來北支ノ狀態ハ刻々ニ幾
多ノ變化ヲ來シ、擴大ヲシテ參ツタノデア
リマス、隨テ七月二十七日ノ施政方針ニ於
テ述べラレマシタ御意見ノ中ニハ、訂正ヲ
要スル箇所ガアルヤニ考ヘマス、即チ當時
ハ局地的解決ヲ希望セラレマシタ、其局地
的解決ト云フ蘆溝橋事件ハ、今日ノ情勢力
ヲ見レバ其中ノ極メテ瑣末ナ一ツノ事案ニ
ナツタノデゴザイマス、隨テ冀察政權ノ中心

窮乏シテ居ル時、斯ウ云フ事件ノ突發サレタ時ニ當ッテ、政府ハ在來ノ方針トヘ異シテ、此只今上程サレテ居リマスル所ノ特別稅ノ底ヲ流レテ居ル精神ガ、大藏大臣ノ説明デアリトスルナラバ、將來ニ於テモ其方針ヲ堅持シテ、此難局ヲ切抜ケル所ノ確信ヲ現内閣ハ持タレルカ否カト云フコトヲ、私ハ第一ニ御尋スルノデアリマス(拍手) 第二ニ於キマシテハ、今回ノ増稅ニ付キマシテ政府ハ……(發言スル者アリ)

○議長(小山松壽君) 静肅ニ ○河上丈太郎君(續) 漢然ト所得稅ヲ増徵シテ居ルノデアリマスルケレドモ、若モ此特別稅ノ底ヲ流レテ居ル精神ヲ採ッテ稅ノ編成ヲ致ストシマスルナラバ、年來日本ノ稅制ノ立場ニ於テ問題トナツテ居リマスル所ノ公債ニ對スル綜合課稅主義ヲ、此場合ニドウシテ採ラカタカ、閣僚ノ中ニ才居デニナル馬場サンノ財政計畫、稅制計畫ノ中ニ、明ニ公債ニ對スル綜合課稅主義ハ計畫サレタト私ハ聞イテ居ル、其綜合課稅主義アナクナシタノガ結城サンデ、其結城サンノ方針ヲ採ラレテ居ルノガ賀屋サント考ヘルト、此點ニ對シテ、此特別稅ヲ設置スルニ當ッテ、特ニ御考慮ノナカタコトヲ私ハ遺憾トスル、此特別稅ノ底ヲ流レテ居結果ハ、ドウ見テモ日本ノ金融資本家ガ相當有利ナル地位ニ就クト云フコトハ私ハ確信シテ居ル、サウ云フ點ニ對シマシテ政府ハ親切ナル、サウシテモト深イ考察ヲサレテ、此稅ノ方針ヲ立ツベキデハナカタカト私ハ考ヘルノデアル(拍手) 公債政策、公債消化問題ニ付キマシテハ、政府トシテハ御心配ノ點モアラウケレドモ、此非常時ニ對シマシテハ、私ハ金融資本家ノ要求、或ハ利益ト云フモノヲ無視シテ、

此稅制計畫ヲ立て、然ルベキデアルト考ヘリノデアリマス、サウ致シマスルナラバ、此際ニ公債ニ對スル所ノ綜合課稅主義ヲ採リ、所得稅ニ對スル綜合課稅主義ヲ採ッテ、其稅ノ組織ノ完璧ヲ期スルト云フコトガ、日本ノ租稅ノ立テ方ニ於テ必要デハナカラウカト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、政府ハ此特別稅ヲ設置スルニ當ッテ、ソレ等ノ點ヲ如何ニ考ヘラレタカト云フコトヲ、私ハ第二ニ御尋シタイノデアリマス

第三ニ御尋致シタイコトハ、此增稅ノ結果ト致シマシテ、必然ニ物價騰貴ガ來ルト信ズルノデアリマス、昨年馬場大藏大臣ノ發表セラレマシタ所ノ增稅ノ歴史ヲ私達ハ顧ミテ見マンテモ、增稅ノ發表、增稅計畫ガ物價騰貴ノ上ニ大キナル關係ノアルト云フコトハ、モウ言ハズシテ明カデアル、而モ茲ニ一億圓ノ増稅ガ出テ來タ時ニ當ッテ、物價騰貴ニ對スル所ノ政府ノ對策ハドウカト云フコトヲ、御尋致シタイノデアリマス、是ガ第三點ニアリマス

御承知ノ如ク昨日政府ハ暴利取締令ヲ發布シタケレドモ、暴利取締令ノ中ニ舉ゲラレテ居リマスル其品目ハ、政府ガ既ニ制定致シテ居リマスル所ノ重要產業ニ關シマスル統制法ニ依ッテ、既ニ色々統制ヲサレテ居ルノデアル、而シテ重要產業統制法ニ依ッテ取締ラレル所ノ其品目ハ、擁護サル、形ニナツテ居ルト思フノデアリマス、ダカラ重要產業統制法ニ依ッテ擁護サレ、價格ノ引上ガ晝セラレテ居ルノニ、暴利取締令ヲ出シテ如何ニ之ヲ取扱フカト云フ所ニ、私ハ大キナ疑問ヲ持ツ、而シテ重要產業統制法ニズルカト云フト、輕工業資本家ニ對スル壓迫デアツテ、軍需品ヲ中心ト致シマスル重工业者ニ對スル所ノ莫大ナル利益ヲ齎ス結果ニナルト、私ハ思フノデアリマス、ソレガ獨占的ナ資本階級デアル、暴利取締令ニ依ッテ擁護サレル所ノ其資本階級ハ、有力ナル獨占的ナ資本階級デアル、暴利取締令ニカト私ハ考ヘルガ、政府ハ如何ニ御考ニナルカ

第五ハ此增稅ノ結果ガ勞働者ノ生活ニ如何ナル影響ガアルカト云フコトデアリマス、即チ是等ハ直接稅デアリマスルケレドモ、ヤハリ勞働者ニ轉嫁スルト云フ私達ハ確信ヲ持ツテ居ルノデアル、吾々ノ同志ガ議會ニ出シテカト、屢々此問題ニ付テ政府當局ト政府ハ是等ニ對スル所ノ物價對策ニ對シテ、如何ナル方針ヲ持タレテ、此一億以上ノ增稅ヲ巧ク消化出來ルカト云フ所ノ御所見ヲ承リタインデアリマス

第四ニ於キマシテハ、軍需工業ノ利潤ニ對スル所ノ特別課稅ヲ、何故シナカタカト云フコトデアリマス、此特別稅ノ中ニ含マレテ居ル所ノ臨時利得稅ノ増徵、是ハ昭和四年、五年、六年ノ三箇年ノ平均利潤ニ對スル所ノ超過利潤ニ對シテ課セラレルモノノデアリマスガ、其制定サレタ當時ト今日トハ事情が違フ、其當時ニ於キマシテハ、所謂重工業、輕工業ニ於テモ同ジヤウナ利潤率ヲ示シテ居リマシタケレドモ、其後ニ於キマスル所ノ時代ノ流ハ、大體ニ於テ重工業ノ方面ニ於キマシテハ、昭和九年上期ニ於テハ九%デアリマシタモノガ、十一年下期ニ於テハ一九、二%ノモノガ、十一年下期ニ於テハ一七、七%ニナッテ居ル、即チ重工业ヨリモ輕工業ハ下ツテ居ル、斯ウ云フヤウナ狀態ニ當ッテ、唯臨時利得稅ヲ漠然ト増徵致シマスナラバ、如何ナル結果ガ生ズルカト云フト、輕工業資本家ニ對スル壓迫デアツテ、軍需品ヲ中心ト致シマスル重工业者ニ對スル所ノ莫大ナル利益ヲ齎ス結果ニナルト、私ハ思フノデアリマス、ソレモ尙ホ勞働者ノ生活ヲ擁護スルガ爲ニ、考ヲ持タレルカ、若モ吾々ト同ジヤウナ意見ヲ持ツナラバ、之ニ對スル對策ガアルカドウカ、我黨ハ斯ウ云フ非常時ニ當リマシテモ、尙ホ勞働者ノ生活ヲ擁護スルガ爲ニ、先程茲ニ勞働組合ノ提案ヲ致シ、農民ノ生活ヲ擁護スル爲ニ、小作法ノ制定ト云フモノヲ要求シテ居ルノデアリマス、非常時デアルガ故ニ尙更一層、最モ今日ノ社會生活ニ於テ痛メ付ケラレテ居ル階級デアル所ノ勞働者トカ、農民トカ云フ、サウ云フモノヲ以テヤラレルコトガ、當然デハナカラウ

ノ生活ヲ擁護シナケレバナラヌト吾々ハ考
ヘテ居ルノデアリマス、政府ハ如何ニソレ
等ニ付テ所見ヲ持タルカ、是ガ第五點
デアリマス

第六ハ今回ノ北支事件費ハ増税ト公債ノ
二筋デヤツテ居リマスル、増税ニ付キマシテ
ハ、本議會ニ於テ大藏大臣ハサウ云フ説明
ヲシナカッタガ、新聞ノ傳フル所ニ依レバ、
國防獻金ノ合理化ト云フ言葉ヲ以テ言ハレ
タヤウデアリマス、若シモ今回ノ増税ノ底
ヲ流レテ居ル精神ガ、國防獻金ノ合理化デ
アリトルナラバ、北支事件費ノ他ノ財源
デアル所ノ公債政策ニ對シ、大藏大臣ハ如何
ナル態度ヲ執ラレルカ、即チ公債ノ發行條
件、公債ノ利子、ソレ等ニ對シテ如何ナル
態度ヲ執ラレルカ、吾々ノ考ニ依リマスル
ナラバ、北支事件費ノ公債ハ普通ノ赤字公
債トハ違フ、即チ北支事件赤字公債ハ、增
稅ガ若シモ道德的ナ要素ヲ含ンデ居ルナラ
バ、其公債ニ付キマシテモ當然愛國的ナ、
サウ云フ要素ヲ含ンダ政策ヲ執ルノガ當然
デハナカラウカト私ハ考ヘル、隨テ今日既
計畫、所謂公債政策ヲ立テラレルカドウカ、
是ハ當然ノコトデアルト私達ハ考ヘテ居ル、
コ、デ初メテ増稅ニ於テモ愛國的ナ、金融
資本ニ對シテモ當然愛國的ナ要求ヲ爲シテ
然ルベキト考ヘルノデアリマス、唯多クノ
ソレニ對シテ大藏大臣ハ如何ナル考ヲ持ツテ
居ラレルカ、以上六項ノ質問ヲ致シテ私ノ
質問ハ終リタイト考ヘルノデアリマス（拍
手）

ノ生活ヲ擁護シナケレバナラヌト吾々ハ考
ヘテ居ルノデアリマス、政府ハ如何ニソレ
等ニ付テ所見ヲ持タルカ、是ガ第五點
デアリマス

○山崎常吉君 議長、議事進行ニ關シテ御
許ヲ願ヒマス
○議長（小山松壽君） 大藏大臣ニ發言ヲ許
シマシタ
（國務大臣賀屋興宣君登壇） 只今ノ御質問ニ
對シテ御答申上ダマス、今回大衆課稅ヲ避
ケマシタ精神ヲ何處マテモ持ツテ行クカト
斯様ナ仰セデアリマス、先刻モ申上ダマシ
タヤウニ、財政上ハ未ダ我國ハ全力ヲ盡シ
テ向フト云フ程ノコトニ參ツテ居リマセヌ、
併ナガラ一タビ事件ガ支那側ノ責任ニ依ツ
テ悪化シテ參リマシテ、大イニ力ヲ用フル
ヤウニナリマシタナラバ、又課稅問題モ自
ラ變ツテ行クコトガナケレバナラヌノデア
リマス（拍手）然ル場合ニハ、場合ニ依ツテハ
成ベク大衆ノ負擔ハ避ケタイト思ヒマスル
ケレドモ、獅子ガ全力ヲ揮フ場合ト同ジ考
ガ、有ユル國民大衆ニ欲シイト思フノデア
リマス（拍手）尙ほ綜合課稅主義ト云フ仰セ
デアリマスルガ、此第二種所得稅ノ綜合課
稅ニ付キマシテハ、理窟ハ洵ニ宜シイノデ
アリマスルガ、實際上困難ガアリマス、只
今ノヤウナ臨時ノ課稅ニハ、此問題ハ採入
レルコトガ出來ナイト思フノデアリマス、
尙ホ今回ノ課稅ハ大體直接稅デアリマス
カラ、之ニ依ツテ生活必需品ニ物價騰貴ガ起
ルコトハナイト考ヘルノデアリマス（ノー
ノー）軍需工業等ニ對シマスル課稅ハ、只
シテノ課稅デアリマスカラ、相當ノ範
圍ニハナリマスルガ、此程度ハ忍ンデ戴カ
ナケレバナラナイト思フノデアリマス
尙ホ北支事件ノ課稅ヲ國防獻金ノ合理化
タコトデアリマスルガ、公債等ニ付キマシ
ト拍手）

○國務大臣（賀屋興宣君） 只今ノ御質問ニ
對シテ御答申上ダマス、今回大衆課稅ヲ避
ケマシタ精神ヲ何處マテモ持ツテ行クカト
斯様ナ仰セデアリマス、先刻モ申上ダマシ
タヤウニ、財政上ハ未ダ我國ハ全力ヲ盡シ
テ向フト云フ程ノコトニ參ツテ居リマセヌ、
併ナガラ一タビ事件ガ支那側ノ責任ニ依ツ
テ悪化シテ參リマシテ、大イニ力ヲ用フル
ヤウニナリマシタナラバ、又課稅問題モ自
ラ變ツテ行クコトガナケレバナラヌノデア
リマス（拍手）然ル場合ニハ、場合ニ依ツテハ
成ベク大衆ノ負擔ハ避ケタイト思ヒマスル
ケレドモ、獅子ガ全力ヲ揮フ場合ト同ジ考
ガ、有ユル國民大衆ニ欲シイト思フノデア
リマス（拍手）尙ほ綜合課稅主義ト云フ仰セ
デアリマスルガ、此第二種所得稅ノ綜合課
稅ニ付キマシテハ、理窟ハ洵ニ宜シイノデ
アリマスルガ、實際上困難ガアリマス、只
今ノヤウナ臨時ノ課稅ニハ、此問題ハ採入
レルコトガ出來ナイト思フノデアリマス、
尙ホ今回ノ課稅ハ大體直接稅デアリマス
カラ、之ニ依ツテ生活必需品ニ物價騰貴ガ起
ルコトハナイト考ヘルノデアリマス（ノー
ノー）軍需工業等ニ對シマスル課稅ハ、只
シテノ課稅デアリマスカラ、相當ノ範
圍ニハナリマスルガ、此程度ハ忍ンデ戴カ
ナケレバナラナイト思フノデアリマス
尙ホ北支事件ノ課稅ヲ國防獻金ノ合理化
タコトデアリマスルガ、是ハ俗ノ譬へ話ニ致シ
テヤハリ國民の憂患ノ言葉ヲ述べラレマシ
テ、吾々モ亦事件擴大ニ伴フ軍事費ノ將來

テハ、適當ニ是ハ考ヘテ參ラナケレバナリ
マセヌノデ、只今カラソレ程公債ノ方面ニ
付キマシテ大ナル緊張ヲシナイデモ、ヤハ
リ是ハ經濟上自然ノ運用ニ俟テ行ク 程度
デマダ宜シイト思ツテ居リマス（拍手）
○議長（小山松壽君） 加藤勘十君
（加藤勘十君登壇）
○議長（小山松壽君） 加藤勘十君
（拍手）
（日本國民ガ過去ニ經驗シタル事實、即チ日
露戰爭當時ニ於キマシテ、數年前惡稅中ノ
惡稅トシテ廢止サレマシタ國稅營業稅ハ、
當時戰時非常特別稅ノ形式ヲ以テ制定サレ
タモノデアリマスルガ、日露戰爭ヲ遂ゲタ後ニ
於テモ、長ク此非常特別稅ノ性質ヲ持ツタ營
業稅ハ存續セラレタノデアリマス、サウ云フ過
去ノ經驗カラ見マシテモ、亦現實ニ見ル事件
擴大ヘノ好マシカラザル情勢カラ見マシテ
モ、私ハ軍事費ノ增大ニ伴フ今度ノ此一年
間臨時增稅案ガ、廳テハ恆常化スルノデハ
ナイカト云フ疑惑ヲ多分ニ持ツテ居ルノデ
アリマス（拍手）若シ其様ニ軍事費増大ニ伴
フ此臨時增稅案ガ恆常化サレナケレバナラ
ナクナックタヤウナ場合ヲ、大藏大臣ハ豫想サ
レテ居ルヤ否ヤ、若シ恆常化サレナケレバ
ナラナイヤウナ事態ニナックタ時ニ於テノ日
本ノ財政上ノ見透シ、之ヲ先ヅ私ハ第一ニ
御伺致シタインデアリマス
第二ニハ臨時增稅ト國民負擔ノ均衡ノ問
題デアリマス、曩ノ七十議會ニ於キマシテ、
臨時租稅增徵法案ガ審議セラレマシタル場
合ニ——勿論政府當局ハ迭ヅテハ居リマス
ルガ、其當時ノ大藏當局ハ當然來ルベキ議
會ニ於テ、稅制ノ根本的改革ヲシテ議會ニ
出シタイト思フソレ迄ノ臨時的性質ヲ持ツ
タモノデアルト云フコトヲ言ハレテ居ルノ
デアリマス、ソレナラバ先程砂田氏ガ言ハ
レタヤウニ、當面必要トスル所ノ軍事費
ハ、一應公債ニ依ツテ賄ヒ、稅制ノ根本的改
正ヲ次ノ議會ニ出シテ、其根本的改正ニ於
テ國民ノ負擔ノ均衡ガ稅制ノ上ニ具現スル

ヤウニ圖ラレタ方ガ宜ノデハナイカト思
フノデアリマスルガ、此點ニ於テドウシテ
公債支辨ノ途ヲ避ケテ、急遽一年ト云フヤ
ウナ制限附ニ依ル臨時増稅案ヲ出サナケレ
バナラナカッタノデアルカ、之ヲ先づ御伺致
シマス

更ニ若シ先程御示シニナリマシタヤウナ

第四次追加豫算トシテ提出サレヨウトシマ
スルモノハ、四億一千有餘万圓ト云フコト
ニナシテ居リマシテ、増稅額ハ一億數百万圓
デアリマスカラ、凡ソ三億圓以上ノモノガ
公債トシテ發行サレナケレバナラナイ、此
公債消化ノ問題デアリマス、私ハ時間ガア
リマセヌカラ、極メテ簡單ニ申上ゲタイト
存ジマスルガ、公債消化ノ一つノ途トシ
對シ、公債ヲ強制的ニ引受ケシムル意思ハ
政府ニナイカドウカト云フコトヲ御伺致シ
タイノデアリマス

一種株式配當ニ對シテハ七分以上ノ配當ニ
對シ一率ニ一割ノ課稅ヲサレルコトニナッ
テ居リマス、一體ドウシテ七分ト云フ限度
ヲ設ケラレタノデアルカ、一方ニ於テハ第
三種所得ニ對シテハ所得額一千二百圓、即
チ所得稅課稅ノ最低限ガ臨時增稅案ノ課稅
ノ標準ニナツテ居ル、同ジ所得デアリナガラ、
株式配當ノ所得ニ對シテハ最低七分ト云フ
限度ヲ設ケ、勤勞所得ヲ含メタ第三所得ニ
對シテハ何等最低程度ノ免稅點ヲ設ケラレ
ナカッタ、私ハ此處デ一言申上ゲタイト思ヒ
マルコトハ、國民生活安定ノ問題ハ屢々本
議場ニ於テモ問題ニナリマシタル通り、實
際ニ好マシイコトデハアルガ、現在ノ狀態
云フ狀態ニアルト云フコトヲ、吾々ハ認メ
ザルヲ得ナイノデアリマス、ソレナラバセ

メテ國民生活ノ安定ヲ期スル政府ノ意圖ト
シテ、國民大眾ニ對シ出來ルダケ公租公課ノ
負擔ヲ輕減セシムルヤウナ途ヲ圖リ得ルナ
ラバ、ソレヲ圖ルコトガ妥當デハナイカト
考ヘルノデアリマス、サウ云フ點カラ見マ
シテ、私ハ當然是等ノ一千二百圓程度ノ勤勞

所得ニ對シ、一律ニ七分ノ臨時增稅ノ課稅
ヲセラレルト云フコトヲ廢シ、此最低課稅額
ヲ二千圓程度ニ引上ゲラレヨウトスル意思
ハナイカドウカ、之ヲ御伺致シタイ(拍手)
、第三ニハ脫稅防止ノ爲ニ經濟監察官制度
ヲ設ケラレル意思ハナイカドウカ、本案ノ
條文ニ依リマスレバ、收稅官吏ハ特別消費
稅ニ對シ製品若クハ販賣者ニ對シテ検査或
ハ監督上ノ權利ヲ持ツコトニナツテ居ルノ
デアリマスルガ、吾々ガ今日マデ聞ク所ニ

依リマスレバ、少額所得者ニ對シテハ稅務
官吏ハ飽クナキ苛斂誅求ヲ擅ニンテ居ル
ガ、最モ大ナル收入ヲ持チ、最モ大ナル
ソレカラ更ニ本案ノ内容ニ互リマシテ、第
一割ノ課稅ヲサレルコトニナッ
テ居リマス、一體ドウシテ七分ト云フ限度
ヲ設ケラレタノデアルカ、一方ニ於テハ第
三種所得ニ對シテハ所得額一千二百圓、即
チ所得稅課稅ノ最低限ガ臨時增稅案ノ課稅
ノ標準ニナツテ居ル、同ジ所得デアリナガラ、
株式配當ノ所得ニ對シテハ最低七分ト云フ
限度ヲ設ケ、勤勞所得ヲ含メタ第三所得ニ
對シテハ何等最低程度ノ免稅點ヲ設ケラレ
ナカッタ、私ハ此處デ一言申上ゲタイト思ヒ
マルコトハ、國民生活安定ノ問題ハ屢々本
議場ニ於テモ問題ニナリマシタル通り、實
際ニ好マシイコトデハアルガ、現在ノ狀態
云フ狀態ニアルト云フコトヲ、吾々ハ認メ
ザルヲ得ナイノデアリマス、ソレナラバセ

嫁ガ已ムヲ得ナイ現象デアルト云フコトヲ
述ベテ居ラレマスルガ、私共ヘドウシテモ
結局ハ大眾轉嫁ニナルモノデアルト考ヘテ
シテ、國民大眾ニ對シ出來ルダケ公租公課ノ
負擔ヲ輕減セシムルヤウナ途ヲ圖リ得ルナ
ラバ、ソレヲ圖ルコトガ妥當デハナイカト
考ヘルノデアリマス、サウ云フ點カラ見マ
シテ、私ハ當然是等ノ一千二百圓程度ノ勤勞

所得ニ對シ、一律ニ七分ノ臨時增稅ヲ行ハウトサレルノ
ラセラレルト云フコトヲ廢シ、此最低課稅額
ヲ二千圓程度ニ引上ゲラレヨウトスル意思
ハナイカドウカ、之ヲ御伺致シタイ(拍手)
、第三ニハ脫稅防止ノ爲ニ經濟監察官制度
ヲ設ケラレル意思ハナイカドウカ、本案ノ
條文ニ依リマスレバ、收稅官吏ハ特別消費
稅ニ對シ製品若クハ販賣者ニ對シテ検査或
ハ監督上ノ權利ヲ持ツコトニナツテ居ルノ
デアリマスルガ、吾々ガ今日マデ聞ク所ニ

依リマスレバ、少額所得者ニ對シテハ稅務
官吏ハ飽クナキ苛斂誅求ヲ擅ニンテ居ル
ガ、最モ大ナル收入ヲ持チ、最モ大ナル
ソレカラ更ニ本案ノ内容ニ互リマシテ、第
一割ノ課稅ヲサレルコトニナッ
テ居リマス、一體ドウシテ七分ト云フ限度
ヲ設ケラレタノデアルカ、一方ニ於テハ第
三種所得ニ對シテハ所得額一千二百圓、即
チ所得稅課稅ノ最低限ガ臨時增稅案ノ課稅
ノ標準ニナツテ居ル、同ジ所得デアリナガラ、
株式配當ノ所得ニ對シテハ最低七分ト云フ
限度ヲ設ケ、勤勞所得ヲ含メタ第三所得ニ
對シテハ何等最低程度ノ免稅點ヲ設ケラレ
ナカッタ、私ハ此處デ一言申上ゲタイト思ヒ
マルコトハ、國民生活安定ノ問題ハ屢々本
議場ニ於テモ問題ニナリマシタル通り、實
際ニ好マシイコトデハアルガ、現在ノ狀態
云フ狀態ニアルト云フコトヲ、吾々ハ認メ
ザルヲ得ナイノデアリマス、ソレナラバセ

嫁ノ途トシテ、生産費ヲ必ズ引上げテ、結
局ハ大眾ノ負擔ニ轉嫁スルト云フコトニナ
ルノデアリマスルカラ、其過程ハ即チ物價ノ
騰貴ノ過程デアリマス、一方ニ於テ物價ノ
騰貴ヲ抑壓シヨウトシ、一方ニ於テハ、已
シテ、私ハ當然是等ノ一千二百圓程度ノ勤勞

所得ニ對シ、一律ニ七分ノ臨時增稅ヲ行ハウトサレルノ
ラセラレルト云フコトヲ廢シ、此最低課稅額
ヲ二千圓程度ニ引上ゲラレヨウトスル意思
ハナイカドウカ、之ヲ御伺致シタイ(拍手)
、第三ニハ脫稅防止ノ爲ニ經濟監察官制度
ヲ設ケラレル意思ハナイカドウカ、本案ノ
條文ニ依リマスレバ、收稅官吏ハ特別消費
稅ニ對シ製品若クハ販賣者ニ對シテ検査或
ハ監督上ノ權利ヲ持ツコトニナツテ居ルノ
デアリマスルガ、吾々ガ今日マデ聞ク所ニ

依リマスレバ、少額所得者ニ對シテハ稅務
官吏ハ飽クナキ苛斂誅求ヲ擅ニンテ居ル
ガ、最モ大ナル收入ヲ持チ、最モ大ナル
ソレカラ更ニ本案ノ内容ニ互リマシテ、第
一割ノ課稅ヲサレルコトニナッ
テ居リマス、一體ドウシテ七分ト云フ限度
ヲ設ケラレタノデアルカ、一方ニ於テハ第
三種所得ニ對シテハ所得額一千二百圓、即
チ所得稅課稅ノ最低限ガ臨時增稅案ノ課稅
ノ標準ニナツテ居ル、同ジ所得デアリナガラ、
株式配當ノ所得ニ對シテハ最低七分ト云フ
限度ヲ設ケ、勤勞所得ヲ含メタ第三所得ニ
對シテハ何等最低程度ノ免稅點ヲ設ケラレ
ナカッタ、私ハ此處デ一言申上ゲタイト思ヒ
マルコトハ、國民生活安定ノ問題ハ屢々本
議場ニ於テモ問題ニナリマシタル通り、實
際ニ好マシイコトデハアルガ、現在ノ狀態
云フ狀態ニアルト云フコトヲ、吾々ハ認メ
ザルヲ得ナイノデアリマス、ソレナラバセ

○國務大臣賀屋興宣君登壇

増稅ニ對スル私ノ言葉ガ始終變ルト云フ御話デアリマスガ、私ハ一向變ッタ覺エハアリマセヌ、事件ノ進展如何ニ依ツテモノガ變ルノハ當リ前デアリマス、相手ガアルコト

デアリマス、事件ノ見透シ如何ト云フ御話デアリマスガ、是ハ我國ノ態度ハ總理カラモ言明ガアリマシタヤウニ決マッテ居リマス、支那側ノ責任ノ執リ方如何ニ依ツテ變ルノデアリマスカラ……

(發言スル者多シ)

○議長(小山松壽君) 靜肅ニ

○國務大臣(賀屋興宣君)(續) 其點マデハ私ハ明言出來マセヌ、尙ホ時局ニ於テ巨利ヲ得ル者ガアレバ、之ヲ十分ニ取締ルベシト云フ御話デアリマスガ、是ハ商工當局等ニ於キマシテモ暴利取締令ヲ勵行スルト云フ考ガアリマス、又軍務當局ニ於キマシテモ品物ヲ註文致シマシタヤウナ場合ニハ、極メテ値段ヲ合理化スル努力ヲサレテ居ルノデアリマシテ、極力左様ナコトガナイヤウニ努メマ次第デアリマス、尙ホ此事件關係ノ出征者等ニ對シマス稅金ニ付キマシテハ、是ハ吾々最善ノ注意ヲ致シマシテ、苛酷ニ瓦ルヤウナコトノナイヤウニ、絶対ニ氣ヲ付ケル積リデアリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○中山福藏君 本案ハ議長ニ於テ直チニ三十六名ノ委員ヲ指名シテ之ニ付託シ、尙ホ委員ハ直チニ委員會ヲ開キ、其審査ニ著手セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシテ、明日ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

北支事件特別稅法案委員

作田高太郎君

勝

正憲君

小川郷太郎君

勝

正憲君

矢野庄太郎君

富澤

胤勇君

中島彌團次君

松永

東君

村上國吉君

松田

正一君

仲井間宗一君

濱野徹太郎君

清水留三郎君

高橋泰雄君

菊池良一君

北

吟吉君

松村光三君

工藤十三雄君

河上哲太君

河上哲太君

板谷順助君

小笠原三九郎君

星一君

大本貞太郎君

若宮貞夫君

箸本太吉君

山本芳治君

河野密君

三善信房君

井上知治君

豊田收君

藏原敏捷君

渡邊泰邦君

河上哲君

小池四郎君

片山哲君

河野密君

三輪壽壯君

道家齊一郎君

渡邊泰邦君

河野密君

永山忠則君

河野密君

河野密君

三輪壽壯君

河野密君

河野密君

永山忠則君

河野密君

河野密君

三輪壽壯君

河野密君